

第十九回国会 衆議院 決算委員会 議録 第四十四号

昭和二十九年九月六日(月曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 田中 彰治君
委員 宮三君 榎治君 良作君
委員 田中 角榮君 榎山 義雄君
委員 河野 金昇君 榎田 義男君
委員 杉村 春樹君

天野 公義君 大橋 武夫君
大上 司君 高橋 英吉君
三和 精一君 安井 大吉君
藤田 義光君 村瀬 宣親君
猪俣 勝三君 古屋 貞雄君
大矢 省三君 吉田 賢一君
河野 一郎君

出席國務大臣

法務大臣 小原 直君
委員外の出席者

証人(横濱市長) 佐藤 隆佐君
専門員 大久保忠文君
専門員 岡林 清英君

九月二日

委員並木芳雄君及び田中千代君等
任につき、その補欠として村瀬宣親
君及び河野一郎君が議長の指名で委
員に選任された。

同日

委員青木正君、大上司君、榎山義
雄君、牧野賢一君、片島港君及び山田
長司君等任につき、その補欠として
榎治良作君、田中角榮君、大橋武夫
君、押谷富三君、猪俣勝三君及び古
屋貞雄君が議長の指名で委員に選任
された。

同日

委員三和精一君等任につき、その補
欠として大上司君が議長の指名で委
員に選任された。

同日

委員大上司君等任につき、その補欠
として三和精一君が議長の指名で委
員に選任された。

同日

理事天野公義君、大上司君、安井大
吉君及び藤田義光君の補欠として押
谷富三君、田中角榮君、榎治良作君
及び河野金昇君が理事に当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選
政府関係機関の収支(日本開発銀行
の造船融資)に関する件

○田中委員長 これより決算委員会を
開会いたします。

この際お諮りいたします。理事榎山
義雄君、天野公義君、安井大吉君、藤
田義光君より理事辞任の申出がありま
す。これを許可するに御異議ありませ
んか。

○田中委員長 御異議なしと認め、議
事を許可するに決しました。

なお理事大上司君が委員を辞任され
ましたので、理事が五名欠員でありま
す。この際その補欠を選任いたしたい
と存じますが、これは先例によりまし
て委員長において指名するに御異議あ
りませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、委
員は

押谷 富三君 榎治 良作君
田中 角榮君 高橋 英吉君
河野 金昇君

を理事に指名いたします。

○田中委員長 いま一つお諮りいたし
ますが、自由党から委員会を開く前に
理事会を開いてくれという申込みがあ
ります。時間がそうからなければ理
事会を開きたいと思いますが、いかが
ですか。(必要なしと呼ぶ者あり)

質問を始める前に理事会をどうするか
短時間開いたら……。(必要なしと呼
ぶ者あり)

○榎治委員 それはぜひ聞いてもらわ
ねと、きょうはおそらく呼んである証
人をお調べになることと思いますが、
そのお調べになる質問の順序及び持時
間並びに申出に對してのものをそこで
順序よくきめておかないと、とうて
い円満に行くわけはないと思います。

この委員会に行つたつて委員会を開
く前に理事会を開くのは当然でありま
す。なおかつ念のためやることで
すから、ぜひとも聞いてもらわなけれ
ばならない。

○田中委員長 この問題は非常に重要な
問題ではございますが、過日理事会を
開いてもうこの方針を決定しておつた
のであります。しかも本日は単に順
序によつて証人の喚問が行われる。そ

の証人に對します発言ということとは
もちろんであります。この発言の
順序の問題も通告にござりまするよう
に……われわれは今度は非常に重要な
問題でもござりまするので、各党にそ
の持時を授けたいとして公平に発
言を与えてもらいたい。私は社会党右
派に四十分、社会党左派に四十分、改
進黨に四十分、日本自由党に三十分、
自由党に四十分、こういう割合で発言
の順序を与えてもらいたいということ
を動議といたして提出いたすものであ
ります。

○榎治委員 さようなことはここで動
議でやるべきことではなくて、円満に
やり得ることなのであります。ここでそんな
ものを賛成せぬとしますと、こんなも
んの時間があつたら、理事会はすぐ開
ける。それから理事会は委員長の権限
で……しかも顧問機関なんですから、
委員長の権限をもつてやられることを
望みます。そうでないとかえつて紛糾
すると思ひますから、委員長の善処を
お願いいたします。

○田中委員長 採決をお願いします。

○田中委員長 採決をお願いします。

○田中委員長 採決をお願いします。

○田中委員長 採決をお願いします。

○田中委員長 採決をお願いします。

ら理事会の開会を要求されており、か
つ野党委員諸君から、時間のために理
事会を開く必要なしと言われるのであ
りますが、私はここで一言委員長に申
し上げておきたいのは、この委員会は
委員長が開会勸告を提出するに
思ふのであります。不当財産取引調
査特別委員会臨時から、この種の委員
会に對しては、例として委員長が各党
を代表して証人に對して質問をするわ
けであります。その原則をいましてし
ては、理事会を開いて各党理事に對し
て質問の事項を示し、各党の理事が異
議がない場合に、その質問事項に基
いて委員長が各委員にかつて質問をす
るというのが前提であります。その意
味において私は、理事会は決定機関で
ありませんので、表決などはどうても
ないであつて、最後には委員長の考
えにおいて決定をせられるのでありま
すから、私は国会のルールを守り、委員
会を將來とも正しく運営して行くため
には、多少の時間をさけば済むのであ
りますから、理事会を開かれて、委員
長が議案質問を行われるということも
各党に附られることが、私は正しい行
き方であるというために、短かい時間
でもつけようでありますから、理事會
を開かれるように要請いたします。

○田中委員長 今榎治君の理事會を
開くことの賛成意見が述べられたので
あります。お述べになつておられたと
ころを開いておられますと、質問委員を
各党から持ち寄つて、そして異議のな
いところで質問委員をきめて行こう、

こういうようなことも理事会が諮りた
いという御趣旨であります。この造
船を中心とした融資の問題におき
まして、相当つづ込んだ、党の利
害関係もあるような辺りで質議が行
くことは、これは常識上明らかであ
りますので、そういうことに時間をと
ることはこの際一切省きまして、すみ
やかに議場にお諮り願つて、採決によ
つてその問題をきめられるよう、私も
柴田君の動議にあわせてお諮りを願
いと存じます。

○鑑治委員 とんでもない。私は、人
の質問の要旨なんか吟味せよ、そん
なばかなことは言ひません。順序
をきめる、持時間をきめる、そうい
うことを前もつてきめておかなくちや円
満に行くわけがありません。この委員
会だけでない。どの委員会だつてすべ
てやつておることです。そのやつてお
るあたりまえのルールに従つてやろ
うじやないか、それを無理にルールをこ
わしてやろうという発言には、委員長
は耳をかす必要はない。これは何も決
定事項でもない、これは委員長が諮問
するだけですから、ぜひとも委員長の
善処を望みます。

○田中委員長 田中角榮君に申し上げ
ますが、委員長が先に質問するのはこ
れは前例でありますから、これは理事
会において云々されるものではないま
せん。しかし理事会を時間をきめて開
くということに対しては、委員長も反
対ないから、三十分ぐらいどうでし
う。

「賛成々々」と呼び、その他発言
する者多し」
○柴田委員 私の動議に多数の賛成者

がありますので、与党の人々からは相
反する意見でござりますので、この問
題に多くの時間をとることは必要ない
と思ひます。採決をされたいと思ひま
す。

「委員長の権限じやないか」と呼
び、その他発言する者多し」

○古屋(員)委員 今二つの意見がござ
います。柴田君からは動議を出して
いるわけなんです。理事会を開いてそ
ういふルールをきめるということにな
りますと、時間が本日はございませ
んから、本件の証人調べというものは
国民の非常な関心の高い重大な問題な
んです。だから理事会を開く前に今こ
ちで柴田君の出した動議について採決
をしていただければ、順序と時間がは
つきりきまるのであります。そういう
あいひびとつお願いしたいと思ひま
す。

○押谷委員 理事会の開会には、常に他
の常任委員会におきましても委員長の
職権によつてやられておることであ
ります。委員長が三十分開くという限
つて開くじやないかというお話は、
これは委員長の職権で当然それに従
うて委員会は理事会を開くべきもので
あると信じますから、採決などをせられ
ずに、ただちに理事会を開かれんこ
とを望みます。

「動議採決」と呼び、その他発言
する者多し」

○藤田委員 先ほど来の発言によつ
て、自由党及び野党各派の意見はま
つたて立しております。同僚柴田委員
から動議として、この問題を採決すべ
しという意見が出ております。国会
法、衆議院規則を見てもなく、動
議は何ものにも先議すべき事項であり

ますので、ただちに動議を採決せられ
んことを望みます。

○田中(角)委員 これは野党の委員諸
君にもちよつと私は静かに考へていた
だきたいのは、この委員会に対してだ
け申し上げておるのではなく、いわ
ゆる委員長が総括質問をやることは前
例によつて認められておると言われて
おりますが、明らかに前例によつて認
められておるのではありません。各党
が理事会において承認をする場合、委員
長が発言ができるようになっておりま
す。いよいよ衆議院規則四十九条にお
いて「委員長が自ら討論しようとする
ときは、理事をして又は委員の中から
代理人を指名し、委員長席に着かせな
ければならない」というのが原則で
あります。にもかかわらず、不当財産
の委員会当時、この問題は各党がば
ばらに質問をすることになれば、名譽
を傷つけたら、また逸脱する質問等が
あつてはいけませんので、各党が理事
会において承認を行つた場合、委員長
が代表質問をするという前例が開かれ
ておるわけでありまして、にもかかわ
らず、このたびの委員長の発言に對し
ては、理事会をまつた開かれておるの
ではなく、しかも委員長の発言に對し
ては各野党を通じての委員に對する
論議も全然行われておらないのであ
ります。私はその意味において、当然
民主国会のルールを守るためにも理事
会は開くべし、こういうのでありまし
て、時間的に何もかかるわけでもない
のでありますから、これはお互い委員
長の発言せられておる通り、十分でも
五分でも理事会を開かれることが、將
来この種委員会の運営をうまくやるた
めにも私はとるべき手段だと考へるの

であります。〔採決々々〕と呼ぶ者あ
り。ただいま動議の採決の要求であり
ますが、その動議の前に自由党側から
理事会開会の要求が出ておるわけであ
りますから、この要求の結論が出ない
うちに動議を出したというところは違
法だと考へて間違ひでないと思ひま
す。

○田中委員長 お諮りいたしま
す。――委員諸君にお諮りいたしま
す。今田中角榮君から、委員長の質問
に對して、委員会が承認しなければ委
員長が先に質問できない、こういうこ
とであります。前例を認めないとい
うことでありまして、委員長が先に
質疑してよいか悪いかの採決をいたし
ます。(発言する者多し)委員長の質問
に對して――委員長が先に質問するこ
とに對して賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。決定いたし
ました。(拍手)

次に理事会の問題です。――私は今
委員長が先に質疑することに對して田
中角榮君から反対がありましたから、
ただいまの採決によつて委員長が先
に質問を行います。

次に理事会についてお諮りいたしま
す。どういたしますか。

「採決々々」と呼び、その他発言
する者多し」

○鑑治委員 これはそれほやかまし
い問題でなく委員長が諮問するだけ
のことですから、そんな委員会の動議
によつて委員長を拘束すべきものでは
ありません。だから委員長において円
満にやれることに私は希望いたしま
す。採決によつてきめるものでありま
せん。

〔発言する者あり〕

○田中委員長 委員諸君、御安心くだ
さい。裏でそんなことを言つても聞く
委員長ではありません。

○柴田委員 先ほどの私の動議を採決
していただきたい。

○田中委員長 どうです、三十分と
いう時間をきめて理事会を開いた
ら……

「反対」と呼び、その他発言する
者多し」

○河野(金)委員 先ほど来の議論を聞
いておつても、これはなか／＼話合
ひではまともな話とは思ひます。話合
ひでまともな話といふときは、議事とい
ふのは数で解決するといふことになつ
ております。(発言する者多し)従つて私
は理事会を開く必要なし。自由党は開
けと言つておりますが、われ／＼野党
は開く必要はないと思ひますから、こ
れまた採決によつてきめなれんことを
希望いたします。

○河野(一)委員 だん／＼御発言のよ
うであります。ただいまの動議は、
理事会で相談をする問題の結論が動議
として出ております。質問の順序、持
時間等を動議によつて決定しようとい
うことであります。この決定さへ見れ
ば理事会の必要はないと思ひます。な
おまた質問の内容等についても田中角
榮君からいろいろ御意見もございま
したけれども、これは私は必ずしも前例
によることは賛成であります。これ
は重要な委員会でございますし、なお
また証人に対する質問の立場もそれぞ
れ違ふのでございまして、これはみ
だりに理事会で統制されるということ
には反対であります。従つてただいま
の動議を採決なされば理事会の必要は

一切ないのであります。すみやかに採決されんことを望みます。

○鍛冶委員 そういふことを言うたら、何のために理事会があるのですか。そういうことをきめるために理事といふものはきまつていふんです。

その理事会を抜きにしてここで一々採決するといふことになつたら、理事会といふものはいらないことになる。従つて理事会を開くか開かぬかは、委員の要求によつて開くんじゃない。委員長の諮問なんだから、委員長が必要ありとしてやられた以上は、たといこ

で勘議できぬところが、委員長が理事会を開きますと言へば、それで開かなければならぬのである。そんなのは委員会の決議事項じゃありませんから、委員長は善処せられたい。そうで

なかつたら、理事会といふものはいふことになりまふ。そんなことを一やつておつたら……。何のための理事であるか。私は何のために理事になつたかわからぬ。

○猪俣委員 きようこれは初めてのことにやない。現下の問題として理事会も数回開きになつておると思う。そこで検事総長初め、きようの証人はお忙しい方が出るのであります。

ここできめられないことは理事会を開いたつてだめだ。それは例のないこと

です。だから理事会を開いて何をやるというのだ。結局質問の順序や持時間をきめることでしょう。それならこ

できめてしまへばいい。何も理事会をわざ／＼開く必要はありません。もし開く必要があるならば、もう前に開い

ておらなければならぬはずであります。今になつて自由党の諸君は、何がゆえにそういうことを言うのであるか、

われ／＼はその意図がわからない。おそらくはそういうことを持ち出して何から何まで紛糾せしめて、そうしてこ

れを流そうという計画じゃないかと思ふ。そこにも真意がある。そんなことではこの委員会が権威を落しますか

ら、委員長、びしやつときめてください。そういう法律上の根拠は一つもない。決定してください。

○杉村委員 鍛冶君やその他の自由党の理事諸君から理事会を開けといふことを申されておるのでありますが、この開会については委員長から理事の更

送を宣言されたのであります。もうこの問題につきましては、自由党の理事諸君は今日まで数回われ／＼とひざを

つき合せて協議して来た事件であります。しかるにもかかわらず自由党は今

日この重大なときにあたつて、突如として鍛冶良作君を初め、その他の理事諸君を全部交代されて、前の理事諸君がここにおられるにもかかわ

らず、こういう交代をして来て、そうして理事会を開こうといふのはいささか

私はふに落ちないのであります。さよ

うな無謀といつてはなはだ失礼かもしれませぬけれども、いかにも計画的なといふことの考えがしてならないのでありますから、どうか柴田君の動議をすみやかに採決せられんことを希望いたします。

○田中委員 自由党の諸君にお語りいたしますが、もし委員長が委員長の権限においてこの理事会を承認したら、二十分といふことでよろしゅうございませうか。

ますよ。それでは二十分と時間を切つて理事会を開きます。

○田中委員 動議はそれから採決いたします。

それでは二十分間休憩いたします。

午前十一時十分開議

○田中委員 休憩前に引続き開会いたします。

柴田義男君

○柴田委員 先ほど動議を提出いたしておきまして、今まで理事会を開き

まして、与党に対する持時間あるいは野党に対する持時間等も理事会で決定を見ましたので、私の動議を取消した

と思ひます。

○田中委員 今理事会の事項を作成していきまうから、報告する前にちよつと委員諸君にお語りいたします。われ

われの同志であつた大上君が理事をやめられたので、二分間だけ切つてあいさつさせてくれと言ひますがいかがでしょう。委員もやめられた……。〔発言する者多し〕

○田中委員 柴田義男君より動議が撤回されまして、質疑の時間と順序について理事会で協議した結果、各

派の質疑時間は、答弁も合せまして、自由党が十分、改進黨、社会党両派

各四十五分、日本自由党が二十分と決定いたしました。質疑の順序は野党、

与党の順で交互にこれを行うことに申合せが決定いたしましたので、さよう御了承願ひます。

われ／＼の同僚であつた大上君が今委員を交代されまして二分間だけあい

さつをしたいと言われまふので、議事進行の形式で二分間だけ発言を許しま

す。大上君。

○大上君 本決算委員会の委員長初め各委員の御了解を得まして、議事進行の名目をもつて、一、二分ごあい

さつしていただきます。私の理事在任中は何かといふ／＼お世話になりました。(笑)

さて、このたび本委員会に本問題が取上げられるにつきては、発言を中止したい、あるいは私としてその職責の任にあらず、このように考へて来ましたが、一面いわゆる国民の代表として、どこまでもただすべきはただすべ

きた、このように考へております。ところが私は不幸にいたしまして、本年この造船懸案について、播磨造船横尾龍と同時に新聞に取上げられた事実がございまして。そこで私の不徳のいたすところは万々反省いたしておりますが、この決算委員会は野党、与党の理事の諸君を問はず、いわゆる超党派的であつて、断じて与党、野党の攻撃場所でないといふことは、各野党の理事諸君が御了承のことでございます。ところが先般新聞紙等を見ますと、これは信憑性あるなしは別といたしま

において、私は本日の毎日新聞を見て、まったく同僚藤田君には申訳ない、これも間違いであらうと思ひますが、その記事の中に自白を強要された云々という言葉がありまして、もしもその

ような、いわゆる私心をもつて委員会を冒瀆するようなことは断じてないけれども、往々にして間違いを起した

ら、われ／＼の国会の権威といふものを失墜しますから、私はいさぎよく理事並びに委員を去つて行くのでござい

ますので、皆さんにおはからい申し上げますと同時に、御了解を得まして、長年の御懇情に厚く御礼申し上げる次第であります。

○藤田委員 委員長。

「かかわるな、かかわるな」と呼び、その他発言する者あり」

○藤田委員 では質問時間にやりま

す。

○鍛冶委員 議事進行に關して。

○田中委員 今理事会できめたのだから、いいじゃないですか。

○鍛冶委員 そのほかのことで、特別のことで、私はこの委員会に対する根本の疑念を持つておりますので、その点に關して……。

「やめろ」と呼ぶ者あり

○田中委員 なぜ理事会でやらないか。採決しますよ。やめたらいいじゃないですか。

○鍛冶委員 質問に入つたら——質問に入る前に……。

○田中委員 前回本委員会においてあらかじめ通告いたしておきました通り、政府関係機関の収支のうち造船融資に關する件を議題として調査を進めます。

○鍛冶委員 議事進行。

第一類第十九号 決算委員会議録第四十四号 昭和二十九年九月六日

三

○田中委員長 一旦きめたらそんなことはやめたいいいやないですか。——だれの議事進行でも許しますよ。一旦理事会できめた順序でやつたらいじやないですか。——それではだれの議事進行でも許しますよ。そんなことはいかない、そんなことはいかない。

○鐵冶委員 議事進行。

○田中委員長 それではみな許しますから、何でも議事進行なら許します。それならよろしい、そのかわり全部許す。そういうことならよろしい。それでは柴田君の動議を理事会でしたのか。だめじやないか、やめなさい。そういうことは今理事会できめたのだからやめなさい。柴田君さえ動議を取消したじやないですか。

○鐵冶委員 それとこれとは違う。

○田中委員長 違つても、あとにしてください。

○鐵冶委員 しかし議事進行の発言を求めたら委員長は許さないといけな

い。〔進行々々〕と呼び、その他発言する者あり。

○田中委員長 そういうことをやつたら、みんな認めますよ。

委員諸君にお諮りいたしますが、議事進行を認めますから、そのかわりあなたの方の議事進行も動議も全部採決いたします。それならよろしい、何でも許します。議事進行でも何でも許す。何でも採決する。鐵冶良作君。

○鐵冶委員 私はこの委員会を開くに至りますまでの経過からして、疑問を持つておる点でこゝで委員長から明瞭にしたいのであります。

去る八月十六日の証人喚問を決定い

ましたときのこの連記録を讀んでみますと……（早くやれと呼び、その他発言する者多し）それはつまりこういうこととす。この連記録によりすると、最初に吉田委員から議事進行に關して証人を喚問するとの発言がありました。そのときわが党の安井委員並びに改進黨の藤田委員からそれは理事会に諮つてやるべきものだ、こういう発言があつて、委員長はその通り理事会に諮つてこれを決定しますと、一応この連記録に載つております。その連記録に載つた決定があるにかかわらず、さらに杉村委員から緊急動議としてこれが出て、それがきよう決定になつておる。私は同じ事件に対して、前に決定のあるものを、それと同じものをこの動議でやつてはたしてこれが有効であるかどうかの疑問がありますから、これは明瞭にしておかなくてはならぬ問題であります。これに対してまず委員長の御見解を伺いたい。

○田中委員長 吉田委員から議事進行でそういうことが出たことは事実であり、理事会できめると言つたことも事実であります。しかし杉村委員がそれに対して不服であるというので動議を出された。議事進行に対しては採決してあります。動議はあとで出されたものでありますから、前にきめたことのあるので皆さんにお諮りしたところが、皆さんが、杉村委員の動議を認めて、動議の採決をして多数できめたのだからいまさらそういうことを言われなければならない。それからその後に理事会を開き、また委員会を開いて、証人をだれ／＼呼ぶというようにして——連記録に一応それが残つております。しかもそういう手続は全部委

員長にまかすということになつておりますから、そんな昔のかびのはえたようなことを言われてもそれはだめです。

○鐵冶委員 私ははなはだ今の御答弁に満足できません。委員長の決定に不服があるからといって——いやしくも委員長が決定したんですよ。連記録に載つておるんですよ。その決定に不服があるからといって——決定したら決定なんですよ。それがどうしてきようなことになるのでしょうか。私は今後これを進める上において必ずこれが問題になると思ひますから、その点を明瞭にしておきたい。

○田中委員長 委員長がいかにそれを決定しても、委員長は委員会の秩序を守つて多数で決したことは従つて行くより以上はありませんが、吉田さんが申し出た当時は理事会でそういうぐあいにきめようじやないか——一応きまして、あとで動議が出て、起立採決して、それが多数で決した以上は委員長はそれに従わなければなりません。そういう決定権はあります。委員長もそれは正しいと認めております。

○鐵冶委員 正しいと言われるならば議論しなければならぬが、私はその前の決定がどうなつた、委員長が決定したのだから……（議事進行でそれは困るな）と呼ぶ者あり）私はその点に対してそれで満足しませんが、いざれ機会もあらうと思ひますが、その次に私はこの委員会の経過を見ておりますと、この委員会から政府に対してもししくは檢察庁に対して、不起訴もしくはまだ未決定になつてゐる記録の要求をしたり、起訴状の取寄せ要求が正

式に出ております。かようなことはまことに重大なことであつて、それはどこできまつたのか、その点を探してみますが、連記録においては見出すことができません。それはどういう権限から、どういう方法でやられたことであるのか、重大なことでありましてから御答弁願ひたい。

○田中委員長 鐵冶委員に申し上げます。十九回国会において、二十八年十二月十一日の国会において、委員長に全部これが一任されておりますから、どうか連記録をごらんください。そういう／＼重要な書類を役所から取寄せ、そういうことについては委員長に一任されております。

○鐵冶委員 そういう権限のあるというに今言われぬでもわかつておる。けれども今現にだれ／＼の記録を見せたくれ、だれ／＼の起訴状を見せてくれ、これは実に重大なことです。私は、委員会の決定を待たずしてきようなことをやられるということになる、将来に対して重大なことがあると思うから、私はただこゝで議事進行のついでに、さうなことはなすべからざるものと思うが、その点はいかです。

○田中委員長 あなたも委員長をやられたことがありましようが、委員会の運営を円滑ならしめる上において、こゝういふ事件を調べるについては、役所からいろいろ／＼書類も取寄せなければならぬ、あるいは皆さんが口頭で言われたことも、一々委員長が必要と認めるものはそれに従つて取寄せなければならぬ。それには委員会の承認を得なければならぬ。そこで委員会において、十九国会の初めにこの造船融資

の問題をやるについてはいろいろ／＼書類が必要だから、その書類を取寄せたりいろいろ／＼することは委員長に一任するからやつてくれといふことで連記録となつて載つておりますから、委員長はそれに従ふことに何の異議はございません。もう一つ、あなたも法律を御存じでしょうが、たゞい委員会からそういうものを申し出ても向うに断るだけの権限もあれば、断つたからといって処罰する罰則もございせんから自由でございます。議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によつて取寄せるならば、あなたが何と言われてもちゃんと取寄せられるではありませんか。

○鐵冶委員 これはまことに重大なことと……

○田中委員長 もう議事進行はそれで発言を打ち切ります。

○鐵冶委員 重大なことだ、私はあなたをいじめようといふのではない。

○田中委員長 いじめなさい、いじめてもけつこうです。河野一郎君。

○鐵冶委員 私は河野君のあとでまた續けてやります。

○河野（一）委員 私は本委員会の円滑な運営のために、先ほど動議が提出されましたが、その動議の採決があることと思つておりましたが、幸い理事会におきまして非常に円満に発言の順位等も決定いたしました。これは前国会の自肅の申合せ以来非常に當を得たものと私は御共鳴申し上げます。しかるに議事進行といふことで、いろいろ／＼順位をかえて発言をされますと、証人もすでに出席しておられる際に、なかなか運営がうまく参りません。やむを得ませんから、われ／＼は民主的運営の

原則に基きまして、これは数によつて御決定を願いたい。前会動議が提出されました通り、それを私はあらためてここで諮りを願つて、そうして柴田君の動議通りに御決定されんことを委員長にお願いいたします。

あわせてつけ加えておきます。これもあとで混淆いたしますからこの動議につけ加えて、この質問の終了までは一切の関連質問もしくは議事進行、これらをやめて証人の質問をやり、そうしてもし発言の必要があれば、自覚の持ち合せておきます時間に、お互いに自費して発言するということにして参りますことは、一番運営が円滑に行くと思ひますから。その点をあわせてつけ加えて、委員長に御採決願ひたいということをお動議として提出いたします。

○田中委員長 お諮りいたします。先ほどの理事会において決定したこと、は、理事会は決定権を持つておりません。しかも途中で議事進行の名目のもとにいろいろな発言がされるということとは私は突に心外だと思ひます。それで河野君の動議を採決いたします。河野君の動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。決定いたしました。

本件につきましては過般本委員会において指名決定しました通り、検事総長佐藤藤三郎君、検事正馬場義統君、検事河井信太郎君、法務省刑事局長井本台吉君を、順次一日一名、本六日から九日まで連日証人として出頭を求めることとし、議長を通じてそれ／＼手続を終了し、本日はここに検事総長佐藤藤三郎君の出頭を得た次第であります。

それではこれより本問題に関する件につき証人から証言を求めることにいたします。

まずここに出頭されております証人は佐藤藤三郎君に相違ありませんか。――相違なきものと認めます。

証人にはあらかじめ文書で通知いたしておきました通り、造船融資に関する件について証言を求めたいと存じますが、証言を求める前にあらかじめ注意を申し上げます。すなわち昭和二十二年法律第二百二十五号、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして、証人は証言をなす前に宣誓をしなければならぬのであります。

証人がこの宣誓を拒むことのできるの、証言が、証人または証人の配偶者、四親等内の血族もしくは三親等内の姻族または証人とこれらの親族関係のあつた者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処刑を受ける者の刑事上の訴追に關するときは、またはこれらの者の恥辱に關するときは、またはこれらの者の恥辱に關する事項に關するときは、及び医師、歯科医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教または神祇の職にある者またはこれらの職にあつた者が、その職務上知つた事実であつて秘密すべきものについて尋問を受けたときに限られ、おきまして、それ以外には証言を拒むことはできないことになつております。しかして、証人が正当の理由がなくして宣誓または証言を拒んだときは、一年以下の禁錮または一万円以下の罰金に処せられ、かつ宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三個月以上十年以下の懲役に処せられることとなつておるのであります。

証人は以上のことを承知しておいていただきますのであります。

では、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立。

証人に宣誓書の朗読を願ひます。

〔証人佐藤藤三郎君朗読〕

宣誓書

良心に従つて、真実を述べ、何事もかくさず、また何事もつけ加えないことを誓ひます。

○田中委員長 それでは宣誓書に署名捺印願ひます。

〔証人宣誓書に署名捺印〕

○田中委員長 これより証人に証言を求めますが、順序として委員長からまず概括的に尋問を行い、続いて委員各位から証言を求めることになります。御了承願ひます。

なお各委員に申し上げておきますが、なるべく相互に尋問事項の重複を避けられて、簡潔に行ひ、議事の進行を円滑にいたされましよう、特に御願ひする次第であります。また証人が証言に答へる場合には、その都度必ず委員長の許可を求めること、及び証言はその求められた範圍に限ることになつておりますから御了承願ひします。

それでは委員長から証人にお尋ねいたします。国は日本開発銀行を通じて莫大な融資を計画造船のために船会社に出したのであるが、これらの融資には多額のリベートを船価に含まして融資を受け、かつこの融資に對して利子補給を受けた状況であります。その多額に上るリベートは政界官界に贈収

賄され、一部は養分、一部は遊興の費用にも消費され、融資の本旨に反していたずらに国損を生ぜしめた事実は、さきに証人が検事総長談として明示されておるのであるが、いやくも血税の使途についてかくのごときはどうも許さるべきものでないにもかかわらず、これに牽連して汚職問題まで引起し、檢察陣の捜査対象となり、国民はひどくその糾明に多大の期待をかけていたのであるが、突如としていやくの指

揮権の発動により檢察陣の捜査が龍頭蛇尾に終り、国民の期待を裏切り、いやくも公益の代表者である檢察官の威信を失ひ、国民をこれに権力者ないし有名人の不正行為はこれを見のぐすという印象を与えたことはぬぐうべくもないが、檢察最高責任者である証人はこれによいと思ひますか、その所信を披瀝されたい。

なおいま一点、融資をめぐるかくのごとき困窮はやくみからやくみに移られ、血税は濫費した者が勝ちであるという悪い印象を多分に残した。これは指揮権の発動に基因するところが大きい。証人は、この指揮権発動行使は妥当であると考えたのかどうか、あるいは徹底的に捜査糾明して是非曲直を明らかにしなければならなかつたが、至上命令であるからというので捜査を打ち切つたのか、率直にこの事実を述べられた

○佐藤証人 ただいまお尋ねの点についてお答えいたします。いやくの造船関係の事件について捜査を進め、大体七月三十日の決定をもつて一段落したものであります。その当時事件の発端から経過並びに処分結果につきまして、大体総長談をもつて公にいたした

たのであります。業者のリベートが、そのうち政界に流れておるといふ事実は、刑事事件の捜査にあたつてある程度究明することができたのであります。そのうちに公訴を維持するに足る十分な証拠の整つたものは起訴いたしました。目下公判に係統中であり、また証人は十分に整わないもの、あるいは証人は整つたけれども、諸般の情状をしんしやくして起訴を猶予するものも数多いのであります。それらをすべて総合いたしましたして、どのくらいのリベートがあつたか、またはリベートのうちどれくらゐ政界に流れておるかという詳細な点については、今のところ記憶はいたしておりませんが、それを詳細にするということ、これは職務上の機密に属する場合も出て来るかと思ひます。

それから第二点の、檢察庁法第十四条但書のいやくの指揮権の発動によつて今回の事件の捜査が龍頭蛇尾に終つたのではないかとこの御質問でござい

ます。捜査がだん／＼進展いたしました。いよ／＼予定の通り捜査を進めて行こうというそのとたんに、指揮権の発動によつて予定通りの捜査方法、すなわち逮捕して勾留し、そうして取調べを進めて行こうというその予定が実現することはできなかつたので、やむなく任意捜査によつて捜査を続けて行つたのであります。その指揮権の発動によつて捜査に非常な支障を来したといふことはいふまでもないのであります。しからば、そういう指揮権の発動がなかつたならば、捜査は思ひ通りな成果を得たであらうかといふことにな

りますと、これは申すまでもなく捜

査は証拠に従つて、その証拠を追うて進展して行くのでありまして、逮捕留置して、そうして調べを進めるといふことは、やむを得ずという方法でやらなければ事案の真相を究明することができない、こういう判断のもとに逮捕請求をいたしましたのでありますから、逮捕留置ができたことによつて支障は来しましたけれども、しからば逮捕留置して思ふ通りな成果を得たか、あるいは事実をどこまでも究明することが得たであろうかといふことは、それは捜査を進めて行かなければ即断はできないのであります。

その程度にしてまた御質問によつてお答えします。

○田中委員長 証人にお尋ねいたしますが、証人は良心的にお考えになり、あるいはまた今までこういう問題をたくさんお取扱いになつておる關係上、この捜査及び処分に対して国民に恥じないだけの徹底した調べあるいは公平な処分がしてあるとお考えですか、その点についてお答え願います。

○佐藤証人 事件の捜査の過程において逮捕留置して事案の真相をきわめ、また所期の証拠を収集して、そうして事件の処分をしたいという期待は十分に持つておつたのであります。捜査を進める上においてはどこまでも証拠をたどつて捜査を進めるのでありまして、そういう期待のもとに逮捕請求をいたしましたのでありますけれども、それができなかったというところによつて捜査の上に非常な支障を来したことは、これは言うまでもないことであります。そこで私は法律に許された範圍において、強制捜査はできなかったが、任意捜査において万全の努力を尽

したのであります。最善の努力を尽し、そうしてああいう処分の結果を見るに至つたのであります。私ももととして法律の許された範圍内において最善の努力を尽して、そうして適切な処置をしたと確信いたしております。

○田中委員長 二の質問をいたしますが、本委員会においては政府機関關係である日本開發銀行の造船融資に関する件について、第十九回国会当初、すなわち本年二月五日閣議問題として審議の対象となりました。その際またまこれに関連して造船融資問題が起り、本委員会ではその計數面から關連性があるので、ともに調査の一環に加えたのであります。たゞ／＼同日、本委員会に出席された当時の法務大臣大養健君は、造船に關する疑獄事件は法務當局において鋭意捜査中であるから、この問題について当委員会が調査を統行されることになる、この檢察當局の斷固たる決意のもとにおける事件の糾明にもさつて来るので、本委員会における調査は捜査が終るまで猶予願いたいという意思を表明されたのであります。これは法務當局最高責任者である大臣の表明であり、もちろん証人においても檢察總長として十分御承知のことと思ひます。この点承知されてゐるかいな。

いまい一つ、本委員会としてはかかる要望に何らの制肘を受けるものではないが、國損の究明、不正行為の是正といふ点については、立場は異なるとしても目的は同一であるので、本委員会としても一応協力すべきであると考え、かつまた大臣は捜査機密にさつてかえつて檢察當局が國民の期待にそむくことがあつてはならないからとた

つての要請であつたので、本委員会としては一応調査を留保したのであるが、結果において、証人の統率する檢察陣の本問題に対する捜査が、本委員会に確約されたように、斷固たる決意のもとに國民が納得の行く事件の糾明がなされてゐないと思へるが、これに對してお答え願ひたい。

なお檢察官は事件をいたづらに拡大しただけで何ら國損を明らかにするに至らなかつたのみか、むしろ本委員会は大臣の要請に災ひされて調査を阻害され、國損の発見を困難ならしめるに至つたのであるが、この点についてその責任はだれが負うべきか、所信を述べられたのであります。

○佐藤証人 前国会において前法務大臣がどのような言明をされましたか、しかと記憶はいたしておりませんが、おそらく事件が終了したならば法律の許す範圍においてその全貌を明らかにしたいという御希望、御意思を表明したものでなからうかと思つております。

それからなお本事件の終結決定に對して國民の期待に沿うものではないといふ批判のあることは私も新聞雜誌その他によつて伺つております。しかしながらその國民の期待というものが、もし捜査に着手した以上はすべて必ず起訴しなければならぬものだといふやうな考えのもとに期待をかけられておつたこととするならば、その期待は私どもの實際の仕事、またわれ／＼の努力というもののについて、十分な御理解がなかつたためにそういう期待が起きているのだと思ふのであります。先ほど申し上げましたように、指揮権発動によつて捜査に重大な支障を来しま

したけれども、これは法律上、制度上やむを得ないこととして、私もはその他の方法において法律によつて許された範圍において最善の努力を尽して、そうしてああいう決定を見るに至つたのであります。その点においてはこの國民の期待のいかんによつて、その期待に沿わなかつたという結果になつたかも知れません。またもし國民の期待が檢察の活動に對して、あるいはその決定によつて政界の肅正といふものが幾らかでも達せられるのではなからうかといふ期待をお持ちになつたといひますならば、その点も檢察の本来の使命といふものについて十分な御理解を願へなかつたのではないかと思ふのであります。これは申すまでもなく、私も刑事事件を追うて証拠に基いてどこまでも事案を糾明し、事實の真相を糾明して、そして証拠を収集し、その証拠の収集のぐあいでこれに起訴をし、または公訴を維持するに足る証拠が十分であると思へば、これは起訴したものであります。どうもその点においては十分に証拠が集まらないうちの場合には起訴ができないのであります。この点においては御期待に沿うことができなかったかも知れませんが、私ももととしてどこまでも、最善の努力を尽したのであります。

○田中委員長 証人にお尋ねいたしますが、私が今あなたにお尋ねしたのは、起訴しなかつたというのではなくて、國民の血税が非常に濫費されておるの、あなたの方でこれは必ず取調べたのか、どういふわけで無罪になつたのか、どういふわけでこれは起訴されなかつたのか、どういふわけでこれ

は起訴したか、あれならなるほどよくやつてくれたという納得の行くような調べ方がされておらないが、証人はそれはおれの方でよくやつたからこれ以上はかたがないのだとおつしやるのですか。やはり指揮権の発動によつてそれはできなかったもので、國民にまことに濟まなかつたという意思をもつておつしやるのか。當然だと思つていらつしやるのか。その点をひとつお聞きしたい。

○佐藤証人 その点につきましては、ただいま申し上げましたように、捜査が指揮権の発動によつて非常に支障は来したが、しかし法律に許された範圍内においてわれ／＼はあくまでも最善の努力を払つた……。

〔発言する者多し〕

○田中委員長 靜肅に願ひます。

○佐藤証人 そういふことを繰返して申し上げる次第でござります。

○田中委員長 証人に第三の質問を最後にお尋ねしますが、証人は檢察總長の談話として、その中に、公職選挙法違反關係において海運界の幹部がリベットのの中から一昨年及び昨年の選挙に際し、多数の現職国会議員を含む候補者に対し、陣中見舞の名義のもとに金員を寄付している事実を認めておりながら、公職選挙法が短期時効制度を認めた法意に照し今さらこれを違反の罰に問ふことはその妥当を欠くと述べられたが、融資すなわち血税の一部がリベリ化し不正に使用消費された國損を証人は認めながらこれを不問に付することはむしろ妥当を欠くのではないでしようか。かくのときは單なる政治資金規正法で論すべきでなく廣職罪を構成するものとさえ考えられるが、

かようにしてあらゆる角度から追究して国損の発見に努めることをなさなかつたが、血税がいかに浪費され不正に使用されようと法令に正面から該当しなければ不問に付してよいという考え方は公益の代表者のとるべきことではないと考えますが、この点について証人はどう考えておられますか、御答弁願います。

○佐藤証人 検査当局の調べによりまして、造船会社から出たリポートが海運会社に渡り、またその海運会社で受取つたリポートのうち若干政界に流れたというその事実は究明したたのであります。その金銭の授受は明らかにありまして、その事件々々によりまして、たとえ公職選挙法違反の容疑で調べた場合におきましても、それは自分の選挙に關して授受されものであるか、また他人の選挙に關して授受されたのであるかというようなことを、やはりどこまでも究明しなければならぬのであります。それが証拠によつて明らかにするのであります。またその授受は明らかにあります。またその金をどういうふうに使つたかという点によつて自己の選挙運動の費用の一部として受取つたかどうかというその趣旨がまたかわつて来ることもあるのであります。さようにいろいろの場合が具体的事件によつて、その事件の刑事上の責任という点になります。と、各場合々々によつて違つて来るのであります。さように証拠に基いてしこうして事実を確定するのであります。が、証拠が整いました場合でも、今回の公職選挙法違反の事件につきましても、選挙が済んでから相当の年月を経

ておりますし、公職選挙法において短期時効を認めたその趣旨からも考え、また授受された金額の多い少い、またその受取つた金をどういうふうに使つたか、いろいろ諸般の情状をしんじやういたしまして、今回は起訴猶予処分にする方が妥当であらう、こういうふうな考えで、ああいう決定になつたのであります。

○田中委員長 もう時間もありませんから、簡単に最後に一点お尋ねします。証人と一緒にいになつてゐる小原法務大臣は、これは証人の監督官であります。そこで小原さんの任命権を持つた総理大臣が、あの造船会社は流言飛語であると言われた。しかもその法務大臣がそれに対して国民に何らの説明も出さなければ弁明もなされません。そこでこれはいいといたしまして、証人はこの流言飛語であると言われたことについて、第一陣の任務を勤められて起訴されたり、あるいは留置されたりする、証人としてこれに對してどういふふうな考えを持っておられますか。それは流言飛語はほんとうであつたのか、とんでもないことを言つたのか、どう考えておられますか、これは率直に証人から御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 先ほど来申し上げましたように、私も証人に基いて犯罪の嫌疑をかけ、さらに証拠に基いてその捜査を進展するのであります。単なる流言飛語あるいはうわさに基いて捜査を始めるとかあるいは捜査を進めるというふうなことは全然ないのであります。そういう流言飛語というふうな批判があるとなれば、これはまづたぐわれ／＼の仕事を理解しない人の言

たのであります。それにもかかわらず第十六国会におきまして、この船会社が借金をしたその利息を昭和二十五年にさかのぼつて国民の血税で支払つてやるという外航船舶建造利子補給損害補償法というものができまして、いろいろと調べて行きますと、きわめて不正と認められる点が多々あります。で、これを明確にするためにはどうしても検査庁のお調べになつたことについてお尋ねをしなければ結論が出せない。第一点として、この点はたゞいま委員長が質問されたこととあるいは重複のきらいもないではありませんが、きわめて重要な点でありますから私からも御質問申し上げますが、御存じであります。吉田総理大臣が先日公開の席上におきまして、海運、陸運等の汚職事件に對してこれは流言飛語によるものであると述べられたのであります。

「発言する者多し」

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○田中委員長 委員諸君どうですか。

○田中委員長 それでは異議ないと認めます。

○杉村委員 まづ質問に入るに先立ちまして、簡単にわれ／＼が質問をいたしましたこと、この根本の趣旨を明らかにしておきたいと思つております。私も決算委員が検査総長以下検査陣各位に質問をいたしましたのは、申し上げるまでもなく政府並びに政府機関が国民の血税を予算執行において正しく使つておるかどうかというのを調べ、それを承認するかいなかのたためであつて、昨年来日本開発銀行の融資について調査したところ、三井船舶、三菱海運、飯野海運、山下汽船等の会社その他五十数社の船会社に對し、国民の血税を昭和二十四年から今日まで九百九十二億一千九百九十九万四千円に達しております。これらの船会社はこのほかに町の銀行から七百億数千円もの融資を受けておるのであります。この債務に對して元金はもとより利息すら満足に支払つておらないことがわかつ

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○杉村委員 この大汚職事件について、総理大臣の口からこのやうなことが述べられたことはきわめて不可解であります。総理の言でありますから一応考察を要するのであります。これにつきましましては、いづれ私も吉田総理に証人として出ていただいて十分お聞きしたいと思つております。が、そのことはあとにいたしまして、検査総長は多数の検査を動員して大捜査陣を編成され、国民の血税一億に近いところの費用と、二百数十日の間日夜をわかつたのであります。この大捜査陣が、これが流言飛語に基いてなされたとは私もどうしても承服すること

○田中委員長 御静粛に願ひます。

あります。この点は先ほど伺ったのでありますが、きわめて抽象的でありまして、われ／＼には十分わかりませんから、この支障の具体的事実をお示しが願いたのであります。

第五点は、逮捕諸請の稟請をした佐藤榮作氏に対し、大蔵法務大臣の後任であつたところの加藤法務大臣から指揮権の解除がされたのであります。が、佐藤榮作氏を何ゆゑ指揮権が解除されておるのにもかかわらず逮捕して取調べをなされなかつたのか。さきには国会の開会中であるにもかかわらずこれを要求しておる。その指揮権が解除されておるのですから、すみやかに自己の所信に向つてこれを逮捕取調べをなすべきであらうと思ふのであります。が、何ゆゑにこれを逮捕取調べをなされなかつたか。

第六点、佐藤榮作氏を政治資金規正法をもつて起訴しておるのであります。が、国会開会中におきまして、ただいま申しましたような、稟請をしておるのであります。これは一体どういふいうことであるのか。これを明らかにしていただきたい。

第七点、佐藤榮作氏を政治資金規正法違反として起訴しておるのであります。が、自由党の総裁は吉田総理大臣であります。自由党の責任者は吉田君であるが、この自由党の責任者吉田君を取調べになつたことがあるかどうか。なおこの点については告発をせられておる方がありますが、この告発をいつか扱つておるか、これが伺いたのであります。

第八点は、吉田総理大臣は池田勇人氏を通じて大阪造船所社長、南俊二氏及び日本炭鉄株式会社社長、菊池寛治

氏の両名から金一億円を收受して、昭和二十八年四月の衆議院議員総選挙の際に、自由党の候補者に対して、外務大臣の公告において、池田勇人氏、麻生多賀吉氏その他二、三の立会いのものと、公認料としてそれぞれ分配交付したことに對して、池田勇人氏を取調べた際に、この点について取調べをなされたかどうか。この点を伺いたのであります。一応これまでとしてひとつお答えを願います。

〔発言する者あり〕

○田中委員長 小林君、御静聴に願います。あなた委員長ですか。委員でなかつたらあとへ下つてください。

○佐藤証人 お答えいたします。ただいまお尋ねの第一点は流言飛語に基いて捜査を進めたのであるかどうかというお問いに帰着すると思ひますが、先ほど来申し上げましたように、私も検察当局といたしましては確たる証拠によつて犯罪の嫌疑をかけ、また次から次と証拠に基いて捜査を進めて行くのであります。単なる流言飛語、あるいはうわさ等によつて嫌疑をかけたという、捜査を進めて行くことは毛頭ないのであります。この点はどうぞそういう流言飛語にかかわらず、私どもの十分御理解願ひたいと存じます。

それから第二点は、佐藤榮作氏に関する取調べの容疑のもとに逮捕請求をなされたが、その容疑事実はいかういふ事実ではないかという点で、その事実を述べられたのであります。私が承知したところの事実とは大分違つておるようでありまして、逮捕容疑のもとに逮捕請求の稟請をいたし、またその稟請が重要法案の通過にかんがみ

て、しばらく逮捕を差しとめよ、逮捕するなという指示、いわゆる指揮権発動を見たことは皆御承知の通りと存じます。その逮捕請求を稟請するにつきましては、これは一般事件も同様でありまして、逮捕あるいは勾留を裁判所に請求するにつきましては、それ相当地の理由と、その必要性を説明しなければ裁判所が令状を発布いたさないものであります。ことに本件につきましては国会の開会中であり、また被疑者が政界における有力者でありますので普通の事件よりもむしろ念を入れて慎重に、この時期において逮捕請求をしなければ予期しておつた証拠も集めることができないし、また事案の真相をきわめるといふこともとうてい困難だといふ結論に達しまして、具体的な疎明資料を整え、そうして法務大臣に逮捕請求の稟請をいたしたのであります。

それから次に池田勇人氏に対する逮捕容疑事実についても逮捕請求をする運びになつておつたのではないかと、ういふお問ひのようでありまして、そういう段階にはまだ来ておらなかつたのであります。あの際は佐藤幹事長についてののみ逮捕請求の稟請をいたしたのであります。

それから池田勇人氏にこいういふ取調べの容疑があつたのではないかと、ういふお問ひであります。こいういふ事実は私はまだ聞いておりません。

それから第三点は指揮権の発動、すなわち検察庁法第十四条但書の指揮権の発動によつて捜査に影響を及ぼすといふことについて、その当時の法務大臣に何らかの進言をしたかといふようなお問ひであります。その点は稟請

書を正式に出す前、数日前から法務当局を通じて、また直接法務大臣にお会いしまして、事実を基いて、こいういふ証拠によつてこいういふ嫌疑がある。贈賄者と目せられるものが今勾留せられておる、そうして勾留の満期がもう間近から、どうしても取捕者を今のうちに逮捕勾留をして、そうして取調べを進めなければ事案の真相を究明することができない、一刻も猶予ならないといふことを詳しく説明いたしまして、最初法務大臣の御了解を十分願へたのであります。四月十九日に突然重要法案の審議の経過にかんがみて、何とか逮捕勾留を延ばすわけにはいかないと、かきとくやめることはできないかといふお話があつたのであります。その逮捕せざるを得ない理由、必要性等については、十分御説明申し上げ、御承知のように、数日にわたつて折衝いたしたのであります。

それから第四点は、指揮権発動によつて検察庁は汚職事件の捜査に支障を生じなかつたか、これは先ほど来申し上げましたように、非常な支障を来したことができません。〔それを具体的に〕と、呼ぶ者あり。具体的にどういふ点に支障を来したかといふことは、これは具体的にはなかつた。説明いたしかねるものであります。捜査はその進展がよいで、なん／＼その証拠に基いてかわつて行くのでありますから、こいういふ点に支障を来したかといふことは、これはなかつた。こいういふことは、これはなかつた。こいういふことは、これはなかつた。

それからその次は、加藤法務大臣から国会が閉会になつたから、逮捕さしとめの前指示は解除されたものと了解してくれといふ書面を受取つたのであります。その当時世間で相当疑惑をこらわつておりましたので、私の方から今解除されても、もう適当な時期を失してしまつたので、今さら逮捕しても所期の目的を達することが困難であるからといふ、逮捕しないという理由をあの当時説明いたしたのであります。それを簡単に申し上げますと、贈賄のような横職事件につきましては、物的証拠といふものは非常に少ないのであります。ところが物的証拠なりまた傍証によりまして金銭が授受されたといふ事実、これは割合にその真相をつかむことができるのであります。その金銭が授受されたときの両者の心持、つまり金銭が授受するに至つたその趣旨といふものは、これは当事者の心理的なものであります。これは当事者を直接調べなければ、なかつた。その真相を究明することができないのであります。そこでまず贈賄容疑者の方を逮捕勾留して、調べておりました。

で、国会の方はだん／＼法案の審議等で非常にお忙しなうに思ひましたけれども、しかし贈賄者が釈放される前に、同時に収賄容疑者を逮捕して、そうしてお互いに交通、談合、連絡等のできない状態において、いわゆる純粋な立場において、贈賄容疑者及び収賄容疑者を同時に調べないと、事案の真相を究明するといふことは必ずしもないのであります。あの時期において逮捕勾留するといふことは意味がなくなつたのであります。指揮権の発動以来、任意捜査によつて極力捜査を進めましたけれども、とう／＼事案の真相を徹底的にきわめるといふところまではできなかったものであります。

第六点は、この第六点の御質問によ

りますと、いかにも政治資金規正法違反としての容疑者たる佐藤榮作氏に逮捕請求をしたのであるかのごとく誤解されておるような御質問でござい

す。新聞などで見ますと、一部の方はそういうふうにご誤解している点もあるようにありますが、政治資金規正法違反の容疑のもとに逮捕請求をしたというようなことは全然ないのでありまして、先ほど以来申し上げましたように、収賄容疑のもとに逮捕請求をいたしましたので、指揮権の発動があり、そしてその本筋の捜査が思うように進展しない、その間に、その後に政治資金規正法違反の容疑が発見されたので、それから任意捜査によつて政治資金規正法違反の容疑事実を取調べいたしましたのであります。政治資金規正法違反の容疑で逮捕請求したという

ことはございせん。それからその点ももちろん流言飛語あるいはうわさによつて捜査を進めたのではないのであります。物的な証拠あるいはその他の確たる証拠に基づいて捜査を進め、そして処分決定をいたしましたのであります。

第七点は、政治資金規正法違反の容疑者として自由党総裁を取調べたことがあるかということでございますが、こういうことは私の方では第一線から聞いておりません。おそらくそういうことではないだろうと思ひます。

第八点は、吉田総理大臣が池田勇人氏を経て多額の金員を受領し、それを外務大臣公舎で公認料として衆議院議員選挙に際し、自由党の候補者に交付したということであるが、この点について池田勇人氏を取調べたかということですが、こういう点について

て取調べたということは私は聞いておりません。

○田中委員長 杉村委員、こちらに答弁するようなのを渡しておいても、あなただけにあまり長く何点もくやると答弁する人も困るし、聞いている人もわかりませんから、一つ／＼に答えを言うように簡潔にやつてくださ

い。○杉村委員 まだあとたくさんあるのではありません。たくさんあるのですが、ただいま委員長も言われる通り他の委員の質問もあるでありまして、それから私はこれから先の質問事項は他日に留めたいのであります。今までのことについて、問をいたしておきたいと思うのであります。

私が第四点におきまして、指揮権の発動によつて捜査にいかなる支障を来したか具体的に説明をしてもらいたい、こう申したところが、具体的に説明はきかれて困難である、こういうお答えであつたのであります。ところがその次の第五点、第六点において、逮捕許可の稟請書を出すについては相当の根拠に基づいてやつたのか、こういうようなことを含めて申したところが、物的な根拠もあつたのだということとを今述べられておる。しからば何ゆゑに、いわゆる指揮権が解除されたればその物的な証拠に基づいて佐藤を逮捕、取調べをなさつたのか。すなわち第四点の指揮権の発動によつて、遂にこの汚職事件のほんとうの中核的人物であるところの佐藤榮作氏を取調べることができなかったということ、が、検察陣のいわゆる具体的事実ではないのか。これがためにこのたびのこの大汚職事件というものが遂にうやむ

やに、ほとんどつまらない下の方の者だけを檢舉するというふうに至つて、大物は全部のがしてしまつた、こういうことになるのではありませんか。私は具体的にいかなる支障を来したかというのを伺いたしたのであります。いま一度この点について、ひとつ明らかにしてお答えをお願いしたい。

○佐藤証人 先ほど物的証拠に基づいてというのは、その次の政治資金規正法違反として起訴したあの事件について物的証拠があるということを示し上げたのであります。逮捕請求の稟請の際にはもちろん確たる証拠、現物の証拠に基づいて逮捕請求の理由があり、また必要があるということをお大臣に詳しく説明いたしました。最初には御了解を得たつもりでいるのであります。

○杉村委員 最後に、これは検事総長自体について所信をひとつ伺つておきたいのであります。私も決して巷間の風説などを信用するものではないのであります。しかしながらいふ／＼な風説がありまして、検事総長は、近く最高裁判所の裁判官に一人の欠員ができるということがあるので、この最高裁判所の裁判官に横すべりするにいつて政府当局と何らかの話し合いがあつたとか、なかつたとか、そして佐藤検事総長の後任には岸本次長検事が昇格するといふような流説があるのであります。私の信ずるところは検事総長は、そういうようなことのないことは私は信じておるのではありません。検事総長は、こうして重大問題に直面しておまうしてきわめて重職にあるのであります。この汚職事件はまだこれで完結とは私どもに認めておりませんが、検事総長のこれらに對するところの将来の所信を

伺いたいでございせん。

○佐藤証人 ただいまの御質問にお答えいたしますが、近く最高裁判所に欠員を生じた場合に最高裁判所に横すべりするのではないかとしようなわきわがあるといふれば、それはおそろく何らの根拠に基かないうわさであると存する次第であります。私は全然関知いたしておりません。

なおこの際に私の所信をつけ加えて申し上げるならば、今回の事件の取扱ひにつきまして相当世間から批判もございせん。また部内におきましてこの捜査の進展の途中において、また処分結果についての批判によりまして、相当みな不安な気持ちを持つておるのでございせん。私がこの検事総長の席を汚した以上は部内の不安を除き、また国民の検察に対する理解をどこまでも深めたい。この仕事をしなければ、私は去らうといふような考えは毛頭持つておりません。

○杉村委員 質問ではありません。ただいま私の質問したうちには新聞報道に根拠を置く点もありますが、この点を明らかにいたしておきます。私の質問は他日に留保しておきます。

○吉田(賢)委員(委員長と呼ぶ)「許してあるのか」と呼び、その他発言する者、離席する者多し」

○田中委員長 御静粛に願ひます。席に着きなさい。まだ許してありません。席に着きなさい。あなた方が理事會で定めたことを破つて議事の進行を言うから、こういうことになるのじゃないか。自由党が悪いのじゃないか。そういう発言の問題でも、席に着いておつしやい。委員長が整理します。何ですか、子供でもないのにそんなこと

ろに立つていつて。……(拍手)

吉田さん、理事会で一旦きめたので、鍛冶氏も途中で議事進行を下げておりますから、またあとで許しますから理事会できめた通りやりましょう。

○田中委員長 河野君に申し上げますが、自由党の方もやり過ぎたということとを心でどうも思つておるらしいから、あなたの先ほどの動議をひとつ取消されて……。

○河野(二)委員 ぼくは先ほど動議を出しまして、それを皆さんで御決定になつたのでございせん。採決までなすつたのでございせん。この善後処置は、自由党の方が今後議事の運営にみだりに議事進行とかその他のことはなさらぬといふことであれば、私は理事会の決定でけつこうでございせん。けつこうでございせんが、委員長がお集めになつて、それであらためて先ほどの決議を取消して理事会の決定通りやるということのちやんとルールをきめておやりになるなら異議はございせんが、ただそういうふうにおやりになると乱用のもとになるから、はつきりおやりなさい。

○田中委員長 それでは十分間理事会を開きます。

午後零時四十一分休憩
午後零時四十七分開議
○田中委員長 休憩前に引き続きまして開会いたします。
田中角榮君。
「そんなことはだめだ」委員長

横暴」と呼び、その他発言する者多し」

○田中委員長 委員長が許したら黙ってください。

○田中(角)委員 発言順序につきまして委員長に一言申し上げます。本委員会開会劈頭の考えは非常に委員会が荒れるのではないかと予測をされておつたわけでありまして、私たちが与党議員といたしましても国政調査権という大きな命題のもとに進められたものでありますので、特にこの委員会が与野党の修羅場になるといふことがございまして断じて排さなければならぬという考えに基きまして、大体の委員会においては与野党交互に発言する場合でも、与党から先の発言であつたのであります。この問題に限つては特に野党と与党交互の発言に私の方も賛成をいたしまして、委員長のもとに円満に理事会の結論を見たわけでありまして、その意味におきまして先ほど多少いざこざのために動議もありましたが、将来の国会運営のルールを確立するためにも、自由党委員といたしましても特に政争の具にしたいというふうなことは断じて考えておられないのであつて、委員長が公正に行われるこの委員会の審議に対してはもとより協力しておるのでありますから、先ほどの理事会の決定通りであるだけ、野党も発言されたのでありますから、与党と交互に発言を許されることによつてこの種委員会の将来のルールが確立せられるようにひとつお願い申し上げます。

○杉村委員 ただいま田中君は、理事会の決定に基いて野党が質問されたというふうな申されておりましたが、私は決して理事会の決定に基いて質問いたしたのではありません。先ほどの河野君の動議に基いてその動議の成立の順位によつて私は質問いたしたわけでありまして、さようお含みを願ひたいと思ひます。

○田中委員長 動議の発言者の河野委員にお諮りいたしますが、とにかく一応こういふぐあいには自由党からも弁明しておるのであります。鍛冶君もさつき発言されましたから、三十分とさつき時間切つて発言を自由党に許しますから、これで納めていただきますか。

「発言する者多し」

○田中委員長 御静粛にお願いします。

○古屋(貞)委員 もし委員長の御発言のように取違ふなら、いま一回、先ほどの動議はもう決議されておりますから、決議に基いて今進行したので、ただいまの杉村君の発言は、河野君の動議の決議に基いての発言と私も信じております。従つてその変更をいたそうというなら、全員の御了承を得なければならぬと私は思う。全員が了承されるかされないか、そのことを明確に委員長から諮つていただきたい。

○田中委員長 どうですか。

「反対」と呼ぶ者あり」

○押谷委員 先ほど河野委員からの動議で、ある決議があつたことは認めますが、しかしかりにそういう決議があつたところで、委員会における発言の順序というものは、これは委員長の権限においてお進めになつてしかるべきだと考えます。河野委員が言われた通りであります。ただちに右派の吉田君がここで発言をせられるという順序にはならぬと私は考えます。従つてこれからの発言の順序は、もし理事会

の決議が無視されるようなことがあつたといひまして、あとの順序は委員長においてしかるべくお進めをお願いしたい。

「そんな権限は委員長にはない。」

と呼び、その他発言する者多し」

○柴田委員 今の御発言は奇怪の発言だと私は考えております。少くとも委員長にそういう権限を与えておりませんし、委員会の多数の意見で決定いたしましたその多数の意見に従うのが、委員長の使命であります。こういうこととありますので、先ほど確定いたしました方針によつてやつていただきますか。

○高橋(英)委員 鍛冶君の先ほど議事進行の発言が理事会の申合せを破つたというように野党はとられておるようですが、私はさうは思つておりません。御承知のように、理事会は発言者の順序とか時間とかさういふものを申合せをしたのであります。これは当然ルールの示すところ、規則の示すところ、法律の示すところによつて運営さるべきものであつたのであります。但しお互いに誤解があつて、そういう議事進行の発言があるのをやらないで、ただちに質問に入るといふふうな野党側では御了解になつておつたといひますならば、そこにお互いに誤解があつたと思ひます。われ／＼も鍛冶君が突然発言することについては、何ら連絡がありませんでした。だから私もこの際見合した方がいゝのではないかと一、二申したのでありますけれども、許可を得たものでありますから、鍛冶君が発言したようになつておる、決して故意に、

悪意に議事妨害の態度に出るのではありません。議事妨害に出るのだつたら、もつと断固たるわれ／＼にはきめ手があります。そういうのではありません。ほんとうにスムーズに、円滑にこの委員会を運営して行きたいので、われ／＼も最大の譲歩をしておるのでありますから、話がわかりました以上、お互いに誤解が解きました以上は……。「誤解が解けない」と呼ぶ者あり」ことに私もはあ、動議に対してもし先ほど申されたような動議の提出であつたら、何かもつと異議の申立ての方法があつた。あの際発言台に行かれなかつたものだから、われ／＼はさうに考えていなかった。理事会の決定通りであるのであつて、その他の発言を禁ずるというふうな動議であつたというふうな考えましたから、あえて弁明しなかつたのであります。あのいざこざの間でありますから……。「発言する者多し」委員長の御常識に基いて御決裁願ひたいと思ひます。動議の取消しの弁明をされておるのでありますから、ひとつ適当に……。

○田中委員長 高橋君にお諮りします。一応鍛冶委員は決して悪意でやつたのではないが、理事会でこれをスムーズに行こうやというのでやつたときに、あの議事進行をされた誤解された。そこで動議が出て、その河野さんの動議を採決した以上は、動議の撤回がないと違法になりますから、承諾すればいいですが、承諾がないと、やはり委員長長の越権行為になりますから、そこは話合ひしてもらひたい。

○杉村委員 ただいま委員長のお言葉をお聞いければ、河野君が動議の撤回をどうとかこうとかいうことを申され

ておりますけれども、なるほど河野君の動議がまだ決定されないうちであるならば、撤回はこれまた別問題であります。これが一度議場に諮られて決定した以上は、うっかり動議を出したのでありますとしても、撤回する権利などありません。これを委員長も個人で変更するというような権限はありません。

○田中委員長 動議がそこで発言されて、そうしてそこで採決して決定したものは、どうしても委員諸君全部の承諾がなければ、これは変更することはできないですよ。そこでどうするかという問題だ。

「その通り進行したらい」と呼ぶ者あり」

○田中委員長 それは委員長として理事会でやつた動議は、そういうわけには行かないですよ。そんなら杉村君の動議を付けてやればよかつたが、それが理事会でどう行かなかつた……。「速記録を讀んでみる、一切の議事進行の動議は禁止する」という決定になつておる」と呼び、その他発言する者離席する者多し」

○田中委員長 それではお諮りいたします。杉村沖治郎君の先ほどの発言は、河野君の動議によつての発言であります。これから新たに社会党の右派の発言から順序を新たにすることにしまして、これ皆さん御了承願ひます。

「杉村委員 そうではない」と呼ぶ

○田中委員長 それでいいじゃないですか。四十分もやつたのですから。

「杉村委員」そういうことはできない」と呼ぶ

○田中委員長 委員長がこれだけとりはからつておるので……。

すから……。

○杉村委員 私は何でもかでもしやに
むに自我を通そうというのではない。

分というところで要領しておるのでありますから、この事例にかんがみまして、も大いに協力しておるのであります。

しての弁解に終始しておるような感があるのではあります。そこでこれはまことに重大な食害の御意向として国民

はなかつたのであるか、こういうふう
に思うのでありますが、いかがでござ
います。

目的を達することができるのであります。よろしく。またこの国会に対して、検

れでほんとうの回答になるのですか。

私は、やはりきょうは、あなたが通常常識で、これは捜査の秘密である、これは検察の秘密であるというようなことで終わらうわけには参りません。やはり国政調査の対象としての検察行政の適否が、きょうのお尋ねする趣意でありますから、従つてそれは、この場で全部をおつしやつていただこうとは思いません。思いませんが、その内容は検察の秘密に属するというところで逃げることは、少くとも国政調査に対する御協力のない態度とわれ／＼は考えざるを得ません。ぜひともそれは明らかにしてもらわねばなりません。われ／＼は、たとえば将来予備費の問題を論議するときに参りますが、そういうときにおきましても、当然何のために四千七百万円の予備費をあと追加して使つたのであるかということも追究して参ります。当然これは国会においては明確にしていたかねばならぬ一つの重点であります。重ねてぜひとも御答弁願ひたい。

○佐藤証人 私がこの委員会の喚問に証人として参りましたのは、もちろん国政調査にできるだけの御協力を申し上げたいという気持ちで参つたのであります。しかし皆様の御質問によりましては、具体的な問題になります。この間どうしても職務上秘密すべき事項に触れるおそれがあるのであります。あらかじめ御了承を願うために、私がこれから述べることであります。私も、職務上の秘密に属する事項であります。その旨を皆様に申し上げて、そうして法務大臣の承認を得なければ詳細述べられない手続になつておるのでありますから、その点は御

了承願ひたいと思います。

○吉田(賢)委員 職務上の秘密とおつしやいますけれども、私は起訴されておる事件の公判の準備、証拠等に悪い影響をするような、そういう問題を明らかにしていただきたいと申すのではないのであります。あなたの方は、この起訴状全体を通じて見ましても、ほとんど贈賄事件というものは役人の末瑞の人が少数ひつかつていただけであります。国民の関心は贈賄にありまして、またあなたの方に法務次官から検事総長あてで予備費の執行についていろ／＼な文書が出ております。これによつて見ましても、いわゆる造船関係の事犯というものが重点に置かれておる。造船関係の事犯というのは、申すまでもなく、リベットの贈賄事件であります。ところが重要な使途につきましても、この起訴状によりますと、政治資金規正法にほとんど限局されておる。でありますので、問題はすでに不起訴事件として御処分になつたもの、不起訴事件として御処分になりました重要な高官あるいは元大臣——現職の大臣も入つておると思ひます。あるいは政界の領袖、そういうようなところにリベットが流れて行つたのを、これを職務上の秘密としてこゝで証言することを拒みなさるということとは、これは証言の拒否権の濫用ではないかと思ひます。(その通り)重ねてひとつ御意見を聞きます。

○田中委員長 証人に御注意申し上げますが、先ほど杉村委員から言われましたように、大審院の横すべりだとか、またあなたのごこでの発言のいかんによつてはあなたに詰め腹を切らせるとかの評判が散らばつております

が、これだけの国民があなたを守つておりますから、法務大臣の前でも遠慮しなくていいから、御遠慮なくどんどん言つてください。吉田の子分の法務大臣だから、遠慮せぬでもいい。

○佐藤証人 起訴になつた事件につきましては、その将来の立証上どうしても調べの内容を秘匿しなければならぬという事項を含んでおります。また不起訴になつた事件につきましても、調べた内容を全部公表することは将来の検察の運営に支障を来すおそれもありますので、お問ひのいかにによつてはどうしても職務上秘匿すべき事項に属して来るのではないかと思ひましてあらかじめ御了承を願つたのであります。

○吉田(賢)委員 私はこの不起訴事件のすべてを述べてもらおうとするのではないのであります。それは第一、時間の関係、お互いの努力の関係で不可能なことでもあります。但し社会全体が注目の焦点にいたしておりますのは、現職の大臣が、リベットを何億円とふところに入れた会社の重役から、相当莫大な金を入手されているという事実であります。また政界の領袖が同様に莫大な金を入手しているという事実であります。そういう二つの重点を述べてもらえばよいのであります。すべてを末瑞に至りますまで何事も聞こうというのではないのであります。しかし重点的なものを、国会におきまして、不起訴になつたにかかわらず、なお検察の秘密なりとして証言を拒否なさること、少くとも議院における証人等に関する法律の趣意から見ましてもこれは許さるべきでないと思ひます。でありますので、そういう趣意におきまし

て、あなたもその秘密に触れることをおそれなさつてあらかじめ断つたという御趣意であればわかります。

そこですつと込んで具体的に聞いてみますが、たとえば大審元法務大臣、岡崎現外務大臣、あるいは石井現運輸大臣、あるいは佐藤前幹事長、あるいは大野前国務大臣、そういうような人々が何十万円ないし何百万円というものを、すでに起訴されております飯野海運の社長の俣野氏、山下汽船の社長横田氏などから受取つておられるという事実があると思ひます。こういう事実につきましても、これはやはり国会の立場上、最も緊切した、最も緊要な一つの疑惑の問題でありますので、こういうものの解明すらできないといふこととでありましたならば、われ／＼は何の行政の調査ができましようかと思ひますので、ぜひそういう人々につきましても、リベットの流れた額、趣意などにつきましてもひとつ御答弁を願つておきたいと思ひます。

○佐藤証人 ただいま御質問の事項に對して答弁いたしますことは、どうしても職務上秘匿すべき事項に属すると思ひますので、法務大臣の承認がなければ答弁をいたしかねます。

○吉田(賢)委員 何ゆゑ職務上の秘密に属するのでしょうか。それならば、法務大臣が幸い出席しておられますから伺ひます。法務大臣は、この議院における証人の証言等に関する法律第五条によりまして、これに對して承認をしていただきたいと思います。やはり申し上げるまでもなく、国会といたしまして最も緊切いたしました、最も重大な疑惑を与えられた問題でありますので、ぜひ解明しなくちやなりません

から、あなたに要求いたします。

○田中委員長 吉田委員、証人のときどうです。こつちの委員から聞いてよいのですか。

○吉田(賢)委員 もし許したらすぐ聞いてそれをやるのですか。

○田中委員長 途中でやると証人尋問が消えますよ。

○吉田(賢)委員 それでは今のは取消しまして、引續いてやりましよう。

それではなおあなたに伺ひますが、現職の大臣といへどもこれは、たとえば運輸大臣ならば海運行政の主管の長官であります。法務大臣は検察行政の指揮監督権者であります。また国務大臣といたしまして内閣に連帯責任があります。これらの人々がリベットをつただらうかという問題が何ゆゑ検察の秘密に属するのでしょうか。何ゆゑ属するのでしょうかということについてあなたの御所見を伺つておきたい。

○佐藤証人 検察庁で取扱ひました事件について、たゞその事件が、一応起訴、不起訴の処分がきまりました上でも、調べの内容を公表するということは、検察庁として、職務上秘匿すべき事項ではないかと存じております。なぜ秘匿しなければならぬかと申し上げますと、将来の公訴維持にも支障を来すことがありましようし、また将来の検察運営上いろ／＼な支障を来すおそれがありますので、大体において調べの内容に公表するということは、どうも秘匿すべき事項の範囲に属しておるものと私は解釈いたしております。

○吉田(賢)委員 現職の大臣が何十万円、何百万円という金を、被疑者なしは起訴されました横職あるいは商法

違反によつて起訴されておるリベートをとつた人から受取つたという事実は、事実があれば、やはりこれは当人の名譽のためにも、私は国会においては御答弁になつてしかるべきだと思ふ。世間には、あなたはそうむすかしくおつしやるけれども、すでにこまかい数字が出ておる。また起訴状によりまして、佐藤氏の入手しました金額はみな明らかになつておるのであります。でありますから、およそ公知に近い事実になつておるのです。しかも今日は、事件は不起訴になつておるのです。何を好んでそれをあなたの方の檢察の秘密として、将来の公判に悪い影響を与えないだらうかという心配をする必要があるのでしょうか。将来の公判がどうあるとこうあると、それはそれで。これは独立した不起訴事件ですから、その不起訴事件について現職の大臣の行政上の責任を問ひ得る立場にわれ／＼はあるのです。一般の公表ではありません。公開ではありません。どうぞその点は勘違いしないようにしてもらいたい。国政調査の対象としたしまして、事実を取上げてあなたに証言を求めているのですから、世間に発表するのと事実とは違ふのであります。性質が違ふのであります。世間に発表するときには十のものがあつても、われ／＼の場合にはそれ以上のものを発表になるべき義務があると思ふのです。でありますから、そこはほんとうに虚心坦懐、その人々の名譽のためにも、国政調査の権限に對しまして答えてほしいのです。

○佐藤証人 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、国政調査に

関する証人の証言に關する法律にもございますように、職務上の秘密に關する事項については上司の承認がなければならぬという制度になつておりますので、承認を得た上でなければ発表できかねると思ひます。

○吉田(賢)委員 そこであなたに伺ひますが、このたびの、四月二十日に大藏法務大臣があなたの方の仕事を押えたといふゆる指揮權の行使といふものは、私は広い意味におきまして司法權の大きな危機を招来したものだと思ふ。あなたもここで非常に重大に捜査が支障を来したとおつしやつておる。非常に重大な支障を来したということ、これはあなたも新聞発表しておる。まするごとく初めて例だ。初めての例で、そして非常に重大な捜査上の支障を来した、こういう事実であります。もし檢察庁の檢察事務が一々この指揮權の發動によりまして食ひとめられるということでありましたならば、いくら公正な裁判權が存在いたしておりまして、裁判權の完全な行使というものは、その前提におきまして、捜査官におきまして打切られてしまふのであります。それは行政の責任者の大臣のあごの前に檢察官が駆使せられるという結果になるということ、國民はおそれるのであります。これは広い意味におきまして一種の司法權の危機を招来しておると思ふ。檢察權の危機であります。檢察權の危機、司法權の危機という前に、檢察總長といつたあなたの立場にいたしましては、実に重大な問題に私は當面しておると思ふのであります。(その通り)これをあなたが守り抜くことができませんから、昔の明治時代の児島惟謙のごとく、司法權のそれを守るために生命を賭して進んで行くという氣魄と信念がなかつたら、この難局を切り抜けることはできません。統々として何ぼでも疑獄、汚職が起つて来る現在でありま

す。あなたらの最高首長までも、理解があるのかどうか存じませんが、理も、司法權を否定するやうな言をえあてしてはばからぬやうな時代であるのです。この時代に處して、断固としてあなたの立場を守つてもらわなければ、どうして一体檢察の神聖を守つて行くことができませんか。あなたの信念を伺ひたい。(拍手)

○佐藤証人 先ほど申し上げましたように、あつて指揮權の發動を見まして、捜査に支障を来し、また一時は全国の檢察の志氣にも影響を及ぼしましたので、私はあの指揮權の發動はまことに遺憾なことと存じております。

○吉田(賢)委員 すでに全国の檢察事務を指揮統率しておる檢察總長から、大藏法務大臣の檢察庁法第十四条の指揮權の行使が実に遺憾なことだといふ発言がありました。これは私は檢察行政上最も重大な御発言とこの際承つておきます。そこでそのやうな場合に、一体あなたはおその指揮權に服従して行く義務があるのでしょうか。そういうふうな見方からしますならば、違法の指揮權行使といふものもわれ／＼は考慮得られます。違法の行使、違法に近い指揮權の行使といふ前に、なお檢察總長はこれを諒し、服従して行かねばならぬのであります。違法の指揮權行使ならば敢然としてそれに対処して行くということが、これがほんとうの意味における憲法の精神を守り、また正義を守り、檢察を守つて行くあなた

の立場ではないでしょうか。いろいろと手を打つたかのような、あるいはその前日まで法務大臣は了解しておつたかのような言葉が述べられましたけれども、私はこれは最も重大なことであると思ひます。法務大臣の責任であるのか、あなたの責任であるか、それは議論もあろうと思ひますけれども、そのやうな不都合な指揮權の行使に對しては、なぜ断固としてこれに對処する方法をあなたはおとりにならなかつたのだらうか。たとえばあなたは職を賭しても諫言すべきではないでしょうか。さらに事理を尽しましてその撤回を要求すべきではないでしょうか。そういうことが一体できないのであります。この問題の責任の所在といふもの——指揮權行使に對してはあなたにこれを非難する発言があらましたが、その指揮權行使といふものは捜査に重大な支障を来しておるので、一体その責任は法務大臣にあるのであらうか、どこにあるのであらうか、この一点を伺つておきます。

○佐藤証人 問題になつております指揮權の發動は、御承知のように檢察庁法第十四条但書の規定に基いたものであるといふことを、当時の大藏法務大臣も説明いたしておるのであります。この檢察庁法第十四条の規定がある現在の制度のもとにおきましては、指揮權を發動するといふこと自体は私どもは違法とは思つておらないのであります。(その通り)「あたりまえだ」と呼ぶ者ありしかしながら今指揮權を發動されるということは、これは受當でないと言つて極力進言いたしたのでありますけれども、とう／＼押し切られたのであります。

○吉田(賢)委員 指揮權の發動が非常に間違つておる、違法ではないけれども受當ではなかつた、不當であるといふこともそれは言えましよう。違法のほかに不當もあり、あるいは受當でない、正しくなかつたといふそれもありましよう。程度の違いは存じませんが、それは、その場合にあなたにいたしましては、その受當でないところの不当な、違法ではなくても不当な、そういう指揮權の行使に對しまして、これを了解してくれといふことをおつしやるということもわかりましようけれども、なおそれでも服従をせねばならぬのです。かといふことを私に聞いておるのです。服従をしないで行くといふことはできないのですかといふのです。法律的な解釈はいろいろあると思ひますけれども、少くともあなたの立場は、一つの政黨の力によりまして、權力のある人、前歴のある者、高位高官が有名な者は縛ることができないけれども、しかしながらそのが労働者、百姓などは一升の米でも縛られて行くといふことでは、法の前には人は平等であるといふ憲法の保障する原則が蹂躪されておるのでありますから、こういうやうな場合にあなたとしまして——諫言することはそれはわかる。それはわかるけれども、服従をしなければならぬのですかといふことを聞いておるのです。

○田中委員長 吉田委員、初め三十分ずつにしますから、あと二、三分しかありません。

○佐藤証人 先ほど申し上げましたように、檢察庁法第十四条の規定が現行法上できておるのであります。現在この制度のもとにおきましては、法に基いて指揮權が發動された以上は、制度

上は私どもはそれに従わざるを得ないのであります。

○吉田(賢)委員 法務大臣の指揮権の処置を得ない、これは明確になつておる。まことに国家のために情ない現象と私は思ひます。

そこでさらに八月十日に及びまして、あなたらの最高の行政の首長である内閣の総理大臣が、公の席上におきましてこれをまた検察行政の無能を叫んだ。佐藤を逮捕することができなければ調べがつかぬような者は能力を疑うという趣旨の発言がある。検察行政の無能を叫んでおる。またその最高の首長が、あなたらのやつておる仕事は流言飛語である、新聞はおもしろがつて流言飛語を飛ばしておるのだというようなことを述べておる。これに對してあなたは遺憾と思つておられるであらう。そういう趣旨の新聞発表をあなたはしておられる。しかしながら、私が聞きたいことは、こういうような――あるいはそれは吉田首相が無能なかわからない。法律に無知なかわからない。あるいは常識がないのかわからない。しかしながら私の言いたいことは、およそ日本の今日の現状におきまして、政界の幹部が重大な疑惑の火がついておるときに、進んでこれを逮捕せしむるとか、公正な純粋な立場において捜査官に渡すというような態度に出ずして、なおこれを誹謗する、法律を否定するというような、そういうような思想の持主が総理大臣としてあるというときに、検察行政が正しく行われるであろうか。それは総理大臣が法務大臣に向つて命令監督することはできません。法務大臣はあなたに向つて指揮権發動で仕事を押えること

ができる。一体そういうような無能非常識な総理大臣のもとで日本の検察行政を正しく完全に行うことができるのでしょうか。これに對するあなたのお考えを聞いておきたい。

○佐藤証人 あの当時新聞紙上に吉田総理大臣の発言として報ぜられたところを見まして、私も非常に驚き、かつあの記事を見て憤慨したものであります。しかしながら、あの記事が総理大臣の真意を伝えておるものであるかどうかということもつまびらかにいたしません。もしあれが真意を伝えておつたものとするならば、総理大臣において何らかの誤解を抱いておられるのではないかとこのことを怪しんだのであります。そこで私どもは、監督官庁たる法務大臣を通じて、総理大臣の真意はどこにあられるのか、また誤解の点があるならば検察のために十分誤解を解いていただきたいということをお願いした次第であります。

○吉田(賢)委員 総長の御発言として私は実に感ずると思ひます。あの発言は新聞に録音が明らかに翻訳されて、転載されております。従つて、その言葉は全部明瞭に公にされておるのであります。詳しくしない、つまびらかにしないということは、私はもつてのほかだと思ふ。全国の検察庁、また全国の司法に類らんとする善良な国民は、この暴言に對しましては、実に切歯扼腕しておるのです。なぜあなたは事実を明瞭におつかみにならなかつたのか。またこれによりますれば、逮捕しなければ証人が集まらぬというやうなことで、われわれは当局の能力を疑はざるを得ない、新聞その他でおもしろ半分に流説をしておるものがあるが、政府

としてはこんな流言飛語を考慮しない、こういうやうな重大な二点があるのです。あなたの方としましては、実に一億に前後するところの経費を使い、全国でまればなる捜査陣を形成し、そしてまた屋敷をわかつた、自殺者すら出、あるいはまた死人も出る等々いたしましするやうな、それほど重大なことに真剣に取組まれたはずなんです。でありますので、こういうやうな重大なあなたらの首長の総理大臣の暴言がありといたしますならば、全国の検察官の名譽のために、また全国の検察官の檢察権を保持せんとするところのその意味におきまして、何らかの対策がなければならぬ。実に遺憾だ、けしからぬといふので、大がそれではえとおるというほどに今の総理には響きません。蚊の聲ほどにも響かぬのであります。私は相当明確に、検察行政の独立のために、司法権の擁護のために、しかるべき態度を表明せねばならぬと思ふ。聞けば、検事長會議もあつたらしい。いろいろな場合も逐次行われたいらしい。ところがこれに對しまして、積極的にあなたらの態度が国民の納得するやうな強い線をもつて出て来ておらぬ。何らかこれに對してされてはいかですか。あなたの名譽のために、国権を保護するために、司法権、檢察権を保護するために、じつと拉竊入りしておるということでは国民は納得しません。今のあなたのお立場は、検察庁当局の最前部といつたしまして、国民の疑惑を解くといふことにつきましても、重大な御責任があると思ふのであります。あなたはこれに對しまして相当対策を講じて行かれることが当然であらうと思ひますが、いかがで

ありましようか。

○佐藤証人 ただいま申し上げましたように、あの当時の新聞を見まして非常に驚いて、さつそく法務大臣に、首長の真意がどこにあるのか、また、何らかその間諜に基く発言ではなからうかといふことを、その間の事情を聞いていただくといふことをお願いしたのであります。ところがその後法務大臣に総理の方で、あの新聞に報道されているところは十分自分の真意を尽していない、はなはだ遺憾であるという遺憾の意思を表明されたやうであります。なおその後法務大臣に、あの発言は、檢察を誹謗したり、また法律を無視するやうな気持は毛頭なかつたのだといふことを釈明されたといふお言葉を聞いたのであります。法務大臣のお言葉を信用して私も承はいたしましたのであります。

○吉田(賢)委員 私の答へになつておらぬ……。

○田中委員長 吉田君、もう一点です。時間が来ておりますから。

○吉田(賢)委員 あなたに伺おうというのは、真意がどうであらうとかこうとかといふことを法務大臣に聞いてもらおうといふやうな、そういう生ぬるい問題ではないのであります。真意は何ほでも、弁解の方法と道と詭弁はあります。現われた表現ですよ。あなたも検事長でありますので、――真意のいかんにかかわらず、形におきまして、表現法におきまして、検察当局の無能をせしめ、あるいはまた流言飛語なりと言つておるというその表現、形自体におきまして、国民に、重大な検察当局に對する疑惑を与えておるのであります。でありますから、真意はかりに

第二、第三にいたしまして、その形に對しましてはかるべき対策をおとりにならねばならぬと思ふのであります。これがあなたに求めるところの問ひなんです。これに對して答へてもらいたいです。これで終ります。

〔発言する者あり〕

○田中委員長 御静粛に願ひます。あのね、証人もも総理が言われたことをあなたは疑念を持たれるならば、テープ・レコーダーをかけさせましようか、できておりますよ。

○佐藤証人 御質問の、対策として別に講じたことはありませんが、ただいま申し上げた経過になつておるのであります。

○田中委員長 証人、々々、佐藤証人、あなたは、総理のお言葉がもしおわかりならぬならばテープ・レコーダーをかけさせてもよいですよ。わかつておりますか。――それならばよろしい。御治良作君。

○鍛冶委員 私は、先ほど来佐藤検事総長の証言を承つて大体了解はいたしました。が、もう一つ念を押して……。

〔発言する者あり〕

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○鍛冶委員 一番聞きたい点は、先ほどの質問の点に對して、職務上の秘密だ――職務上の秘密であるといふことになれば証言できないことになるのは当然であります。が、先ほどだれからも質問がありません。に、国政調査の面と、あなたの方の秘密を保持する面と、それらの点を考えた上でおかつそれが証言できないほどの重大なものであるのか。これは法律に基きましてどういふところからやむを得な

いか、この点をひとつ明瞭にしていた
だきたい。

○佐藤証人 国政調査の証人等に関する法律によりますと、職務上の秘密の事項に關しては、その旨を述べ、そのうして監督官庁の承認を得なければならぬという制度になつておるのでありますから、私の方の考えをいいたしまして、質問事項あるいは答弁せんとするその内容が、職務上の秘密すべき事項に属するといふ場合には、法務大臣の承認がなければここで発言はできないものと解釈いたしておるのであります。法務大臣がその承認をする際に、ただいま鍛冶委員の申されましたように、国政調査といふ公の立場、あるいは個人の名誉に關するような事項であるならば、その個人の名誉と比較検討いたされまして承認をなされるなら、それは証人として証言いたします。また依然として承認がでなければ制度上証言ができないことになつておるやうに私は解釈いたしておるのであります。

○鍛冶委員 くだいようですが、もう一点その点を承りたい。もちろん職務上の秘密であれば一応そうでありまして、あなたがたの方として国政調査の面並びに先ほど来質問がありましたやうに、国民の疑惑を解けるものならば解こうという熱意のあるものと考えられます。それらの点を考へて、なおかつどうしてもここで言われぬものか、こういう御判断でございしますか、いかがでしょう。

○佐藤証人 先ほど来私が申し述べましたのは、質問の事項なり答弁の事項が職務上秘密すべき事項に属するか、承認がなければ言えないというこ

とを申し上げたのであります。

○鍛冶委員 先ほど、これは委員外の発言でありますからこたわる必要はありませんが、あなたは何かこの事件を取調べたならば、たいてい不起訴にならうと事件の全貌を明らかにして国民の疑惑を解こう、こういう言明をせられたといふ新聞記事を見たのであります。先ほど言つたじやないかといふ不規則発言がありました。私は実は驚いたものであります。よもやあなたはさうなことはおつしやまい、これは新聞の誤伝である、こう思つて、今までその機会を見はからつておつたが、質問してありませんのできよう承りますが、私は先ほど来あなたの御答弁から考へまして、さうな言葉はあろうはずはないと心得ますが、ありましたかどうですか、もしあつたすればどういふ意味であるか、この際明瞭にしておいていただきたいと思ひます。

○佐藤証人 お尋ねの新聞記事を私は見ておりませんが、おそらく新聞記者との問答の際に、事件が済んだならば、適当な時期に適當な方法で全貌が明らかにすることもあるだらうといふことくらいは述べたらうと私は思つております。それが新聞にどういふ文句で伝わつておりますか、その点は私は存じません。

○鍛冶委員 ただその職務上の秘密であると言われればわかるやうですが、この際は法律的にもう一べん聞いておきたいのです。刑事訴訟法のどういふ規定に基いて秘密と考えられますか、また職務の遂行の上において、さういふことを言つたならばどういふ支障があると考えられるのか、その点お

さしつかえない限り明瞭にしていた
きたいと思ひます。

○佐藤証人 抽象的になるかも知じませんが、私は職務上秘密すべき事項といふのは、いづれ關係人を取調べること、その關係人の名誉に關することも一つの秘密すべき事項と思ひます。また捜査が終了したとして、その後公訴を提起するのでありますから、その公訴を維持する上において、どうしても証拠内容を公判の開廷前に発表するならば公訴維持に支障を來すといふやうなこともあるだらうと思ひます。さうな場合にはやはり職務上秘密すべき事項と思ひます。また捜査を完結してすでに不起訴処分になつたといふやうな事件でありまして、捜査中取調べた内容を明らかに公表するといふことによつて、将来檢察權の運用について非常に支障を來すといふ場合も多々あるだらうと思ひます。さうな場合には職務上秘密すべき事項と考へております。

○鍛冶委員 先ほど来いふゆる流言飛語なる言葉がたいへん問題になつたやうであります。先ほど来からの質問を聞いておりますと、本件に關し檢察當局が着手せられたのは、流言飛語やうわさによつてやつたものではあるまい、しかるに流言飛語に躍らされたといふやうな説をなす者があつた、これはどうだ、こういう質問があるならば、あなたはさうなことがあるならばまことに憤慨にたえない、こつたお言葉でありました。これは私はごもつともだ、いやしくもこれだけの大きな政治上的重大なる影響のあることもあなたの方で十分御承知の上で

やつておられるものと思ふ。その上において流言飛語などでやられるとは考へません、相當の確信あつてやられたものに間違ひなからうと思ひますが、今一度念のために承りたいと思ひます。

○佐藤証人 この事件の発端がどこにあつたのか、またどういふ経緯をたどつて捜査が進展したものであるかといふことは、これは大体先般の捜査終結に際しての私の談話で明らかにしておるのであります。詐欺事件を調べておる間に被害者の方から業務上横領の事件とそこにリベートの問題が現われ、リベ

トの問題を調べておるとそれが一部政界に流れておるといふ事実がだんだんわかつて來たのであります。一つ一つ証拠に基いて捜査を進めて行つたのであります。先ほど来繰返し申し上げましたやうに、流言飛語あるいはうわさに基いて捜査を始めたあるいは捜査を進めたといふやうなことは毛頭ございせん。

○鍛冶委員 今の御答弁のやうなことであるにかかわらず、先ほどからの質問を聞いておりますと、吉田総理大臣は流言飛語だと言つておる、これに對してあなたの方はどう考へておるといふ質問でございました。私は吉田総理のあの発言の連記録を持つておりますが、もちろん流言飛語といふ言葉は使われております、使われておりますが、あなたの方は流言飛語に躍らされたとは言つておらないのであります。こつたやうな事情で指揮權の発動があつたのだ、それをいかにさうでないことな流言飛語があるから、さうなことに惑わされぬやうに諸君が国民諸君に十分お話を願ひたい、こつた言つておる

のであります。私はその意味において、流言飛語といふ言葉は穩當であるか不穩當であるかは別問題といたしまして、あなたの方が流言飛語に躍らされておるのだと主張しておらないといふことだけは斷言できます。その斷言できることを前提にしてあなたの方に質問されて、あなたの方の答弁がありましたので、私はその点はなほた食ひ違ひがあると思ひますが、私はその言葉の穩當、不穩當は別問題といたしまして、あなたの方の取調べは流言飛語でないといふことを主張するが、あなたもさうに御認識あるかどうかを承りたい。

○佐藤証人 その点は先ほど申しましたやうに、法務大臣が吉田総理大臣にお尋ねをいたしましたところが、あれは自分の真意を十分伝へておらないといふことを申されて遺憾の意を表されたやうでありますから、あるいは鍛冶委員の申されるやうに、新聞の伝えるところが鍛冶委員の申された事実とは違ひのかもしれない。

○鍛冶委員 その次は、先ほど来問題になつてゐるのですが、指揮權の発動をもみ消すため、事件をつぶすためだと言つておられます。「その通り」と呼ぶ者あり。私はその点をその通りだと言つてから一層明瞭にしたいのであります。逮捕の要求に對して、逮捕をしないので任意の捜査をやることを勧められたものであつて、決して捜査を打ち切れと言つたのでないことは明瞭であります。しかるにかやうに言われるのでありますから、私は檢察總長の口からその点はどうかであるか

うなお話がありました。私はその意味でこんなことは、この程度まではお漏らし願えますかということだけ、総長にお聞きしたのであります。造船、陸運の両事件につきましては特に

政府廳資をめぐる案件でありまして、これは国会の国政調査権という意味から非常に大きな問題で、その金銭が一部リベートとなり業者間に渡り、また政界官界に贈賄されたのであります。すか

ら、それが真相の究明は国民の一大関心事であります。金がどういふふうに融資され、どういふ条件でだれに、いつ、どこで、何ほど渡されたか、または渡された金について個々の案件につ

て証言ができるかどうか。なおこれと同じく世上耳目を聳動した日殖、保全の問題も、当然別の委員会で事件になつておるわけですが、もちろんこれは立法の問題が中からんでおり

ます。特に両件に対しましては上手に立ちまわつたいいわゆる詐欺事犯ではないかとさえ、一部には説をなしておる者があります。しかもその中に国会議員が関与しておると言われておるので

ありますから、これは今の国会議員の立場からすると、当然明確にできるものならば総長の証言を求めたいのであります。しかも零細なる国民の金を引上げて、その金が大正政界、官界に散

布をされたというのであります。特に社会党関係がどうか、改進黨関係に別の名前でもつて献金をせられておるとか、自由黨の幹事長、政調会長が関係し、別の名前をもつて献金を受け

ておるとが、いろ／＼世に流布をせられておるのでありますが、この問題の解決というものは、総長もしくは係檢察官——一線の檢察官の証言を求めな

ければ、この事実の公表はできないのである。特に私は個人的な名前を申し上げることはばかりますが、たくさんさんの顧問の諸君の顧問料というものと、国会に対する立法権という問題と、請託収賄という問題がどうなつたかというようないろ／＼の問題も当然究明をしたのであります。特に改進黨及び自由黨の幹部の名が、新聞紙上に堂々と発表されておることは、私が言わなくともおわかりの通りであります。これらの人々をどこで何回調べたのかといううなことは——ある人は調べられたとも言ふし、ある人は調べられないと本人は打消しておられます。このようなことが世に流布せられることによつて、政界政治、民主政治の発達というものの対して、これが永久に解明せられないということになりますと、これはなか／＼むずかしい問題を残しておるわけでありまして、私はその結果、だれがどこでどういう金をもつたか、どういうわけです訴できないのだ、それは公訴維持の見込みがないのか、そういう個々のケースによつて、この人たちはまず起訴ができたから発表したけれども、この人たちは起訴ができない、特に政治資金規正法違反というようなる意味において刑事事犯とも言われる事犯に對しては、まず最初は百万円以上、五十万円以上、二十万円以上、十万元以上というようないろ／＼の説が流布せられておるのでありますが、中には二十万円で逮捕請求をされ、現在起訴せられておる人があります。にもかかわらずただその金というものが公訴維持ができるかどうかというような専門的論議は別として、二十万円で起訴

を受けておるのに、二百万円でも起訴をしないのだというやうな世間一般のしろうと論が大半を制するために、どうもそこが不明朗になる。大物は逮捕せられずして、小さなものだけをやつてゐるのだ、私たちはそういうふうには考えません。もちろん証拠の明白なもののはたとい十万円であつても公訴提起ができるのであつて、二百万円、十万円といへどもこれについて公訴維持ができないというやうな問題、なお取調べになつた結果、法律的に違反をしないという場合には、当然その事実を公表されなければ、われ／＼のこの思いは解明せられないのであります。

○田中委員長 田中君、時間が来ておりますから……

○田中(角)委員 私はその意味におきまして、このやうなものに對し特にいろいろのケースがありましようが、國民の聞こうとしておるものは、私が今申し上げておるこの個々のケースに對して明らかにしたいと考えておると思ふのであります。私は先ほど鐵治君が申された通り、国政調査権の発動というものは確かに大事であります。あなたは今、職務権限で知り得たのは、公訴提起権の確保と公判維持と裁判の公正のために言えないものは言えないのだと言われておる。この二つの板ばさみになつて——われ／＼も國民の代表であります、当然ただすべきものはただし、言つていただけるものは言つていただきたいのであります。私がただいま申し上げましたやうな個々のケースに對して、どの程度証言ができるのか。私が申し上げたことはほとんど全部職務上の機密に關し、証言ができないのか、いずれか明確な

る御答弁を煩わしたいと思ひます。

○田中委員長 証人に御注意申し上げますが、保全の事件と日殖の事件は、これは会社のことであつて國費を使つておりませんので、決算委員会に關係はありませんから、こゝでその答弁は許しません。造船汚職に對しては、調査しておるのでありますから、どうぞ御遠慮なす。

○佐藤証人 ただいま御質問の中で造船關係の事件についてありますが、この造船關係の事件は一応調査は終了いたしました。先般一部起訴、他は不起訴の処分が決定して発表になつたのであります。かようにその事件の一部がすでに起訴されております關係上、決定された事件についても、その公訴を提起された事件との關係上、場合によつては秘匿しなければならぬ事情もあるだらうと思ふのであります。どこまで秘匿するか、どこまで発表するかというところは、これは個々の具体的な御質問なり、また私どもの答弁しやうというその内容によつて、職務上秘匿すべき事項に觸れて来るかどうかというところが判断されるのであります。て、あらかじめこれ／＼は言えない、これ／＼は言えるというやうな線はなかなか引きにくいのであります。

○田中委員長 時間も相當経過いたしましたので、暫時休憩し、午後三時半から再開いたしますことにいたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 それでは三時半定刻に始めますから、証人もどうぞ定刻にいらつしやつてください。

これで暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩
午後三時三十九分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

佐藤証人 對する尋問を続行いたします。猪俣三君。

○猪俣委員 指揮権発動に關しまして一つお尋ねいたします。本年の二月二十七日に衆議院の法務委員会におきまして、檢察庁法第十四条のいわゆる指揮権発動につきまして、大憲法務大臣にその所見を私はたゞしました。大憲法務大臣は、自分は指揮、命令というやうなことは絶対にいやだ。検事とひざをつき合せて、納得の上ですべて檢察行政を進めて行きたいと思ふという答弁をなさり、四月六日、さらに私は具體的假定の事実をひつきぎまして、もし自由黨の大物が逮捕せられるやうな場合に對して、檢察の首脳部が一致して、どうしても逮捕しなければこの犯罪容疑が明らかにならぬという眞實をした場合に對してあなたはどうするかという、假定であります。具體的事實をあげて質問をいたしました。そのときにも大憲法務大臣は、断然私はさやうなことはしないという明言をしておりました。これは衆議院の速記録に明らかであります。しかるに私が質問いたしました四月六日から二週間たつたうちに、あの指揮権の発動が行われた。そこで私は非常に意外に感ずるのであります。そこでこれを前提にいたしましたあなたの所見を伺いたのであります。それは、あなた方が二日間もかつて首脳部會議をお開きになつて、そして佐藤榮作逮捕の眞實をなさる瞬間に對して法務大臣が指揮権

を發動し、これを拒否するがときけは、いがあつたのであるかないのであるか、その点についてお答えください。

○佐藤証人 お尋ねの本事件の経過におきまして、大憲法務大臣が国会に對して御質問のやうな趣旨の言明をされたことは、新聞紙の報ずるところで承知いたしております。そのほか調査の初めから進展の途中におきまして、常に私の方から隨時報告をし、またその調査の進展の方向等について逐一御相談いたして、御了解を得ておつたのであります。先般申し上げましたやうに、十八日に突然あのような指揮権発動の意向を示されたことは、まったく意外であつたのであります。その前には全然さやうな見解は見えなかつたのであります。

○猪俣委員 そうすると、私に對する大憲法務大臣の答弁といひ、あなたの今のお答えによつて察知いたしますと、大憲法務大臣は指揮権発動のやうな意思がなかつたと思はれますが、突然十八日になつてあやうなやうな大問題を引起す指揮権発動を見るに至つたのであるが、その間の事情につきまして、これは大憲法務大臣の意思にあらず、吉田總理大臣がさやうな処置を大憲法に命じたので大憲法は泣く／＼それに従つたのである、かやうな説がありますが、さやうなことに對してお聞きになつたことがあるかどうかお尋ねいたします。

○佐藤証人 お尋ねのやうな趣旨の事情につきましては、私は全然承知いたしておりません。

○猪俣委員 これはくりくつになりますし、あなたとしては非常に答弁しにくいことであるが、しからは吉田なる名

前を出さぬでもいいが、その犬養氏のあなた方に接せられる平素の態度及び法務委員会におきまされる私の質問、及びそれに対する犬養氏の答弁、そういうことから考へて、犬養氏には何らかの権力が加つて、突然君子豹変したものでないか、認定をあなたに委ねておるかどうか、それだけをお聞きいたしませう。

○佐藤証人 四月十八日にその御意向がわかるまでは、非常によく私も檢察官の態度なり職務の遂行について十分に御理解を願えておりましたので、十八日にその突然の御意向を示されて、まったく驚いたのであります。

が、どういふ事情によつて、どういふお考えから急にそういうふうにおかわりになつたのか、その点の事情はどうも今もつて私にはわからないのであります。

○猪俣委員 法務大臣の豹変するものはなほ奇怪しきものでありますが、なお一面檢察総長の御答弁に對しましては理解いたしかねる点があります。それは十分な法務大臣の理解のもとにこの捜査を進められ、あなた方が稟請する瞬間までは、あのような拒否権が出ると思つておらなかつたといふことになるならば、これは何らかの政治的圧力が犬養氏に加つたものなりと断定して、あなたは檢察の業務の最高指揮官として、それに対する毅然たる態度をとるべきであつたと私は考へる。これがために檢察庁法第二十五条において檢察官の身分の保障があるものであります。もしかようなところの場合を除いて、檢察庁法の第二十五条はいかなる場合に發動するのですか。第二十五条の檢察官の身分保障は

それは、かような政治的圧力によつて檢察官の活動を鈍らしてはいけないといふ、いわゆる檢察権は準司法権といふ国の意思から、この檢察官に対する身分保障ができておると私は存するのであるが、しからずして、いかなる理由に基いてかような檢察官だけ身分保障があるのか、檢察庁法第二十五条の立法趣意をあなたにお伺ひいたします。

○佐藤証人 檢察官の職務は司法に準ずるものであります。どこまでも公正なる職務の遂行を保障する意味において、檢察庁法であつた特別な身分保障がいたされたものと解しております。

○猪俣委員 そうするとあなたにお尋ねします。今のあなたの檢察庁法第二十五条の身分保障の立法趣意と、今回突然君子豹変の態度において、犬養法務大臣が何らかの力においてあのような指揮権發動をされたことは、常識ある者は察知できる。その場合において、あなたはこの檢察庁法第二十五条の趣意において、敢然としてこれと闘つた理由はどこにあるのですか。

○佐藤証人 四月十八日に突然従来の方針をかえられて、場合によつては指揮権の發動をするかもしれないといふ意向が見えたので、私も極めて極力その趣意を懇請いたしたのであります。それは捜査の実際から見て、またその当時の本事件の捜査の過程から見て、あの時期にどうしても逮捕請求をせざるを得ないといふ、その理由なり必要を十分に御説明申し上げて、再三翻意を懇請いたしたのであります。二日間におわつてゐる、折衝いたしましたけれども、なか／＼初志を翻すこと

ができなかつたのであります。なおその際、そういう政治的な理由でどうしても逮捕請求を今やつてはいけない、重要法案の通過まで延ばせといふ御趣意ならば、法案は目下国会の審議中の法案であるから、逮捕請求をすべきかどうかといふことを、国会の審議におまかせした方がよろしいではないかといふことまで私の方ではつ込んで進言いたしたのであります。

けれども、とう／＼私どもの思ふようにならなかつたのであります。さうな経過をたどつて、指揮権發動により御承知のような指示を受けたのであります。が、指示を受けた以上は、これは現在の制度上やむを得ない。その際には、一部にはあの指揮権發動による指示があつても、その指示に従うべきものではないかといふような批判もござい

ましたが、私もとう／＼あつたし、十分慎重に考慮した上で、この際は隠忍自重してこの指示に従わざるを得ない、あとは法律上許された範囲においてできるだけの努力をして、事件の終結まで努力しなければならぬといふことを決心いたしましたのであります。

○猪俣委員 この問題は、私はあなたの態度に對しましては多大の反問があるものであります。犬養法務大臣の指揮権の發動のごときは、まったく権限の濫用であることは明らかでありまして、檢察庁法第十四条はあつた場合、發動すべきものでないことは、法律學者としてあなたはつきりわかつておるわけでありませう。今その議論をする私の持ち時間がなくなりますから略しますけれども、そういう上司の権限の濫用に対しては、下僚が拒否いたし

まして何らの法律的責任はありませう。いわんや身分の保障がある司法官においてはなおさらであります。これは幾多の判例があつて、あなたは御存じであります。上司の権利の濫用に對してはそれに従ふでも違法じやない、これは明らかです。その意味においてあなたの態度は遺憾であります。が、そのあなたの態度を国民の前にある程度ごんげなさる方法が、当時のあなたに知り得ましたあらゆることをさつぐばらんに国民の前に明らかにすることでありませう。これが幾多の疑惑を持たれた檢察の威信を保つ唯一絶対の道である。これを官僚式に、職務の秘密であるといふようなことによつてなおあなたが糊塗なさるならば、いよいよもつてあなたといふものを、檢察官の最高責任者として私どもは糾弾しなければならぬと思ふ。さういふ意味において、具体的に私もお聞きいたしますから、官僚式な職務の秘密といふようなことを濫用なさらずに、国民の代表である本国会に、しかもこれは国政調査権に基いてやるのであつて一般大衆に公表するものではありません。これを証言していただきたい。

八月二十日に全国の檢察長会同が開かれた際、小原法務大臣から、八月十日の自由党支部長会議における總理大臣のあの話、少し意を尽さない点があつたのであるといふことの説明があつたようにさつき聞いておるのであります。その際における小原大臣の説明は、そういう檢察長会同に對する積明事項を吉田さんは書面をもつて通達したといふのか、口頭をもつて小原さんにそつと通達があつたといふ

うのか、さういふことについて小原さんから何か説明されたのかどうか、お尋ねいたします。

○佐藤証人 お尋ねの吉田首相の発言について、吉田首相から小原法務大臣に對して、あの発言は真意を十分伝えていない、自分は決して職務に健闘しておる檢察を誹謗する意思もなかつたし、また既存の法律を無視するやうな意思は毛頭なかつたといふ遺憾の意を表する書面であつたように私は伝え聞きしてあります。

○猪俣委員 なお念のためにお聞きいたしますが、書面でさういふ通達が来たといふことを、小原法務大臣がその席上で明言されたのかどうか。

○佐藤証人 八月の檢察長会同の席上で、小原法務大臣から、吉田首相の発言問題についてのいきさつを詳しく御報告に相なつたのであります。その檢察長会同の一日か二日前に、すでに私は大臣からその間の経過をお聞きいたしておりますので、書面でさういふお返事があつたといふことを、私が直接大臣にお会いしたときに聞いたのか、あるいは檢察長会同のときにさういふに言明されたのか、その点はちよつと今記憶がはつきりいたしません。たださういふことを聞いたことは間違いないのであります。とにかく書面でさういふお言葉を總理から通達せられたといふことを聞いております。

○猪俣委員 この点は小原さんにお尋ねいたします。われ／＼の情報とははなはだ違つておる。はたして小原さんがさういふことを言つたとするならば、これは私も問題だと思ふのであります。だけれども、これは小原さんにお聞きすることにいたします。

なおお尋ねいたしますことは、池田勇人氏は何らかの犯罪嫌疑があつて検察庁に調べられたことがあるかないか、あつたとするならば池田勇人氏を主として調べたのはいかなる検事であるか、一名なら一名、二名なら二名、池田勇人氏を取調べましたる検事の名前をお示し願ひたい。

○田中委員長 ちよつと証人に御注意しますが、どうも証人の御答弁を聞いてみると、非常におさなりの隠し立てした答弁のように聞えるのです。これは私の方ばかりかもしれませんが、国民はこれだけ疑惑を持つてゐるのですから、いまだし納得の行く親切な御回答を願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 池田勇人氏を取調べた検事がだれであるかというお問いであります。この点は私ははつきりいたしておりません。たしか前に調べた方とあとで調べた方と違つておるようにも聞いておりますけれども、その点はどうもはつきりいたしておりませんから、ほかの証人から答えていただきたいと思ひます。

○猪俣委員 そうすると今の答弁でも、池田氏を調べたことはあることを肯定なさつておるのに見えて、その係は何検事であるか今わからない、前の検事とあとの検事がかわつたように思ふという御説明であります。前の検事はわかりになりますか、あとの検事はわかりになりますか。それもおわかりにならないとするならば、これは何人に聞けばいいのであるか。何人にお尋ねすればそういうことがはつきりするのをお答え願ひたい。

○佐藤証人 そういうことは東京地検

の検事正が一番よく承知しておることと思ひます。

○猪俣委員 東京地検の馬場検事正に對しまして、何人が池田勇人氏を調べたか、検事の名前を言えという要求をわれわれがした際に、あなたは上司であるが、職務上の秘密としてその発言を禁止する意向ありやいなや、それをお尋ねします。

○佐藤証人 東京地検の検事正の監督官は、高等検察庁の花井検事長でございまして、まず東京高検の検事長の意向によつてそれを許可するかどうかができますと思ひます。またさらにその上の監督官として私がすわつておるのであります。具体的にそういう問題が起きた場合に、十分考慮いたしたいと思ひます。

○猪俣委員 非常に具体的なんだ。あなたにお尋ねしたけれどもわからないというから、そこで係のだれに聞けばいいか、検事正に聞けばいい。その事項は池田勇人氏を調べたことがあるかないか。調べたとすれば、いかなる検事が取調べに當つたかということですが、それ以外に何もありません。だから今あなたの意思を発表されて何らさしつかえない。それ以外のことを私は何も言うのではない。それを馬場検事正に聞いても、あなたはこれを許可されるかどうか花井さんは花井さんで別であるが、そのまた上であるという、あなたがこれに對して許可するとかしないという権限があるとするならば、あなたの御意思を承りたいと思ふ。

○佐藤証人 こういう具体的な問題になりますれば、そのときに十分考慮してお答えいたしたい。

○田中委員長 証人にお尋ねします

が、事件の内容ではなくて、取調べた検事の名前まで隠さなければならぬというところは、少しおかしいじやないですか。そんなばかなことがありませんか。取調べた検事の名前を隠すということがあります。委員長、よけなことを言うな」と呼ぶ者あり）よけなことじやない。

○猪俣委員 馬場検事正に對しまして、私どもが池田氏を調べた検事の名前を聞こうとすることに對しまして、あなたはこれを拒否なさるかどうかという具体的な事実であります。この私の質問には、お答えなされないのですか。答えなないということになりますか。

○佐藤証人 ただいまのお尋ねでありますが、検事正からそういう問題が起きた場合に相談があれば、私の方で十分その相談に応じます。

○猪俣委員 私はそういう相談があつたときのあなたの意思を聞いてゐるのだが、それは答弁できない。——よろしうございませう。

それから池田勇人氏に對します嫌疑の内容、たとえば飯野海運の俣野健輔氏からギフト・チエツク百万円を受取つておるといふような事実があつたかないか。池田を調べられたことに對しまして、そういうふうな報告を検事長として受けておられるかどうか、これをお尋ねいたします。

○佐藤証人 お尋ねのような取調べの内容につきましては、職務上の秘密すべき事項と考えます。

と云つて五百万円を渡した。それが渡されたかどうかということに對してお調べになつたことがあるかないか。お調べになつたとすればそれはどういふ実情になつたか、それをお尋ねいたします。

○佐藤証人 そのお尋ねの点も前同様、やはり取調べの内容については職務上秘密すべき事項と考えます。

○田中委員長 証人、たいていのことは私がかまいませんが、そういうことはあなたが全部拒否されると、あなたの方ではかの国民を調べられたときに、証言において拒否してもあなたは処罰されまうまいね。もう少し具体的にお願いします。もう少し具体的にお願いします。それが聞いでもおかしいじやないですか。検事の名前も言えない、何も言えない、おかしいじやないですか。

○猪俣委員 なお飯野海運の俣野社長、これは逮捕されたことは明らかでありますが、この俣野社長の供述の内容には、自由党の佐藤榮作氏に献金したのは贈賄の意味でしたのであるという陳述があつた。検察庁はそれをよりがかりとして佐藤榮作氏を逮捕せんとした。これが政治資金規正法にあらうして収賄罪として逮捕せんとした理由であると承るのであるが、さういふ意味があつたかどうか。

○佐藤証人 その点は佐藤榮作氏に對する逮捕請求の稟請書に揭げてある事項ではないと思ひます。答弁すべきことではないと思ひます。答弁いたしますが、その事実を調べたことはございません。

○猪俣委員 秘密すべき大した事実でなければ、もう少し詳細にお話願ひたい。俣野健輔氏はどのくらい金の額

を、いかなる意思のもとに、いつごろ佐藤氏に渡されたかと陳述しておりますか、御答弁願ひたい。

○佐藤証人 そういう詳細な取調べの内容は、私も今のところ記憶いたしておりません。そういう具体的な詳細なことは、他の証人にもお聞き及びくだされば、おわかりになると思ひます。

○猪俣委員 私は検事総長の言として奇怪だと存する。検察庁においては二日間も首脳部會議を開きなすつておる。これだけ一党の幹事長を逮捕するといふ重大問題、何らかのよりどころがあつてやつたのであらうことはこれは論をまたない。それに対してあなた方は脳漿をしばられたはずである。しかもその後、天下にこれくらい物情をかもした事件は近來まれなんです。その内容についてあなたは忘れてしまつたとか、よく知らぬといふことは無責任なことはだしいと思ふ。よく思い出していつていただきたい。一体佐藤榮作にどういふ収賄の嫌疑があつたかやうな逮捕の稟請をなされたのであるか。それがあなたからぬ道理はない。それについてあなたは、「職務の秘密だよ」と呼ぶ者あり。秘密じやないと言つてゐるじやないか。何も君らに聞いているんじやない。これはもう公になつてゐるといつてしやべつてゐるんだから。そこでもう公表の時期であるといつてあなたはそれをおしやべつていただきたい。秘密であるとなつて拒んでゐるのではない、忘れたといふことであるから、よく思い出してもう一度御答弁願ひたい。

○佐藤証人 先ほども申し上げました

ように、逮捕票請書に掲げられているその被疑事実については、もはや秘匿すべき事項の範囲外になつたと思ひますから、先ほど答弁いたしましたのでありますが、その取調べの際に、贈賄容疑者がどういふ内容の供述をしたか、あるいは取賄容疑者がどういふ内容の供述をしたかといふことになりまして、それは取調べの内容について、職務上の秘密を秘匿しなければならぬ事項に入らと思つております。

○猪俣委員 なお所敬之という人を逮捕、調べられたことがありますが、その所敬之が池田勇人にある金を渡したという事実があるかないか、これをお尋ねいたします。

○佐藤証人 お尋ねの所敬之から池田勇人氏に金が渡つたといふその事実については、取調べの結果どうも証拠が十分でないという報告を受けております。

○猪俣委員 そうするとこの件は証拠薄弱ということ、検察庁では不起訴にしたということになるわけですか。

○佐藤証人 その点は証拠不十分というところで、不起訴処分になつたと記憶しております。

○猪俣委員 なお私まだたくさんありますけれども、もう時間が来ましてしまったような気がいたしますので、なお念のためにもう一点お尋ねいたします。

佐藤榮作氏逮捕請求に關します問題は、流言飛語でもないし、新聞の扇動に乗つたものでもない。あなた方は総理大臣の言明に対しては非常に憤懣を持っておるということは、先ほどお聞きいたしました。またさああんことであらうと考へるのであります。検察の首脳部が二日間もかかつて、衆知を集

めて討議なさるのに、何らの証拠もないにやういふことをする道理がない。そこで今その中の証拠としては、俣野健輔の証言というものがあつたのでありますが、そのほかにかつたのである証拠がありましたが御説明願ひたい。

○佐藤証人 ただいま申し上げましたように、その取調べの証拠の内容についてはここに供述をするわけには参りませんが、逮捕請求についてのその必要性、理由については具体的な証拠が掲げられておるのであります。

○猪俣委員 なお佐藤榮作君の逮捕許可に關する検事よりの法務大臣に対する稟請書、この写しをなんかを当委員会へ出す意思はおありであるか、ありませんか。

○佐藤証人 今のところさういふ書面を出そうとは考へておりませんが、その内容について言えるだけのことは御説明申し上げます。

○猪俣委員 その内容について言えるだけのことは説明していただくんだが、じゃそれを説明願ひたい。

○佐藤証人 佐藤榮作氏に対する逮捕処分請求書に掲げられております被疑事実の梗概を申し上げますと、日本船主協会から職務に關して一千万円の供与を自由党に對して受けたという事実、請託を受けてこの賄賂を受せしめたといふことが一つであります。それから第二には、俣野氏より二百万円を職務に關して收受したという取賄の事実、この二つの容疑事実のもとに逮捕処分の請求がなされておるのであります。

それから逮捕請求の理由としては、証拠隠滅のおそれがあるということが

おもなものであります。

○猪俣委員 その一千万円を受受したといふのは、佐藤榮作個人でありますか、自由党の代表という意味になつておりますか。

○佐藤証人 自由党のために一千万円を受受した、つまり第三者取賄の容疑を持つたのであります。

○猪俣委員 それは自由党の帳簿にちやんと入金になつておりましたか。

○佐藤証人 その後調べによりまして、自由党にその一千万円が入つて、さうして成規の手續をふんでいなかつたといふことがわかりましたので、政治資金規正法違反によつて起訴いたしましたのであります。

○猪俣委員 その一千万円は自由党へ入つておらない、内六百万円は吉田総理大臣の手に渡つておるといふうわさがあるのですが、さういふことをお調べになつたかどうか。

○佐藤証人 さういふうわさがあるといたしましたが、私はその事実の報告を受けておりません。

○猪俣委員 まだ時間はありますから。

○田中委員長 最後はたつた一点だけ。それはわが党で、自由党の総務として吉田総理大臣及び幹事長の佐藤榮作氏を政治資金規正法並びに公職選挙法違反で本年の二月十九日正式に東京地方検察庁へ告発をいたしておる。これは国と深い關係にあり、利害關係に立ちますところの日本損害保険協会から五百万円を昭和二十八年三月二十日に自由党は受取つておる。都市銀行、地方銀行、信託銀行の有志代表から四月十一日に七百万円を受取つておる。これはいづれも国と特別の關係があり、

利益を伴う契約をなした当事者であつて、政治資金規正法の二十二条に違反しておるのであります。これを告発しておりますが、いまだに告発の代表である私は一べんもお取調べになつていないのですが、これは一体放任しておかれるのか、どういふ処置をされたのであるかを御答弁願ひたい。

「当委員会には關係がない」と呼び、その他発言する者多く」

○田中委員長 御静粛に願ひます。

○佐藤証人 お尋ねのうわさがあるが、つたといふことを聞いておりますが、その告発事件については今なお東京地方検察庁において捜査中でございます。

○田中委員長 押谷君。

○押谷委員 午前、午後にはわたりまして六名の委員からいろいろ御質問があり、検事総長より詳細にお答えがありましたから、大体の事實は明らかになつたのでありますが、なお二、三の点を私より確かめたいと存じます。

何分にも天下の耳目を聳動いたしました造船疑獄あるいは陸運疑獄、特に委員長からきつていさしめを受けております保全、日殖の疑獄、かような政界、官界、財界に及ぶ大きな疑獄事件について、検察庁はさういふ長い間大勢の人が非常な努力をせられました。この御苦労に對しては感謝主並びに敬意を表する次第であります。こういう大事件の捜査に當られましたのは、聞けばたいへん大きな陣容で當られたやうであります。この捜査に當られた検察官の陣容、検察事務官の陣容はどんなものであつたか、承りたいと思ひます。

○佐藤証人 造船關係の事件と陸運關係の事件を含めて申し上げますが、これに要した検事の總数は百五十人、

副検事が二十九名、検察事務官が三百三十九人、その他の職員が總數八十四人といふ合計數になつております。

○押谷委員 造船、陸運についてはたゞいま約六百名ぐらいな陣容をもつて捜査に當られたことが明らかになりましたが、こういう大勢の検察陣容によりまして長期におたつてお調べになつたのですから、さぞたくさん被疑者を調べられたと思ひますが、この間にいってお調べになりました被疑者の數、証人、参考人の數をでき得るならば造船、陸運、保全、日殖という、この分類において承れたらけつこうだと存じます。

○佐藤証人 造船關係と陸運關係を含めまして、取調べられました被疑者の總數は百九十七名でございます。それから参考人として取調べましたものは八千六百五十八名という計算に相なつております。

○押谷委員 指揮權の關係についてお尋ねをいたします。指揮權の發動によりまして、この疑獄事件の捜査に支障を來したといふことは検事総長のお言葉を明らになつたのであります。指揮權の發動があつたために、検事総長は檢察陣容があらゆる手段を講じて、許された範圍において任意の捜査を持統して万全を期したといふことに承つておりますが、さういふやうな捜査のためには——眞實を追究してこの事件の刑事訴追その他の処分をせられたと思ひますが、この指揮權が發動されたために眞實の発見追究、これに對する処分と發動であつたかどうか、支障を來した

というのは最後の結論に影響のあるような支障を来したのか、最後の真実発見追究、そしてその処分には少しも影響がなかったとお考えになつてゐるか、その支障、影響の程度を伺いたいと思ひます。

○佐藤証人 指揮権の発動によりまして思うように捜査が十分でできなかった、つまり捜査に非常な支障を来したというのを先ほど申し上げたのであります。そのために真実の発見について、事実の究明に影響があつたかどうかというお尋ねであります。これは相当影響があつたというのを否定することはできないのであります。

○押谷委員 私はこういうことを考えるのであります。この事件について調べられました被疑者の数は百九十七名、関係者の数が八千六百五十八名という非常な広汎にわたつて、自由な立場で、検察庁がさうな指揮権の発動等の制限を受けない状況において全部の周囲の証拠を固め得る關係に置かれておつて、ただひとり指揮権の発動があり、これには任意捜査で進まなければならぬというので真実の発見、真相の追究に重大な影響があつて、結果にまで影響しているというがごときはちよつと受取れないと思ひます。もしその点について、検事総長のお考えではつきりするものがあれば、どういふような点で、こういう周囲の人全部を自由に調べ得るにかかわらず、その一人だけを逮捕できなかったというので結果にも影響したというのか、これはゆゆしき捜査上の問題だと思ひますが、ひとつお聞かせ願ひたい。

○佐藤証人 任意捜査というものはおのずから限度があるのであります。もしすべて任意捜査ででき得るものならば、憲法において、刑事訴訟法において、人権の侵害これよりはなほだしいものはないやうな人権侵害の方向まで捜査を進めることを法律上認めておるのには、任意捜査には限度があるから、必要やむを得ない場合には逮捕もやむを得ないといふので、現在の制度ができて上つておることと思ひます。これは何も日本ばかりではなく世界各國において認められておる制度なのであります。本件の場合におきまして、逮捕請求を中止せしめられた人は一人でありまして、捕まらなかったというところによつて、真実発見にだけ影響があつたかということになりまして、事案の真相を究明する上において、相当影響をこうむつたといふことを率直に申し上げるを得ないのであります。

○押谷委員 この点については一応この程度にいたしておきまして、先ほど鐵治君からお尋ねがあつて、検事総長よりお答えになつておりましたが、それはこの疑獄事件の捜査の途上において、この事件がある時期に到達するならば調べられた被疑者の名前であるとか、あるいは授受された金額を發表して世間の疑惑に答えるといふやうな談話があつたことを私も承知いたしておるのですが、これは多少新聞記事と総長の御意見との間には食い違ひがあるやうであります。しかしさういふ考えをお持ちになつたことがあるか、またあるならば今日でもある時期が来たならば調べられた人の名前を、あるいはその授受された金額を發表するといふ考えをお持ちですか、重ねてお伺いをしたいと思ひます。

○佐藤証人 私は從來、検察というものはやはり国民の納得の行く検察でなければならぬ、それがためにはなるべく検察といふものを国民に理解していただく、その上で仕事をして行くことが一番検察が国民の信頼を得るゆゑではないか、さういふふうな考へておられますので、できるだけ検察のあり方なり使命、また具体的な事件についての取扱ひ方について十分理解していただくやうに、機会があれば法律の許す範囲内において明らかにする方がよいのではないかとさういふに平素考へておるのであります。そこでこの事件の捜査の途中において、どこの新聞記者に語つたかよく記憶いたしておりませんが、おそろくその氣持が、適当な機会に適當な方法で全貌が明らかにされることであるだらうといふことを申し上げたのではないかと思つております。その趣旨によりまして、先般も事件の終結にあたりまして、あるいは御不満であつたかも知れませんが、全貌を明らかにしたつもりであります。また当委員会に参りますのにも、できるだけ皆様の國政調査に協力したいといふ氣持で参つたのでありますから、できる限りのことは申し上げたいと思つております。なおこの事件について一部すでに起訴されておりますから、公判の上においてもこれも相當明らかにするだらうと思ひます。

○押谷委員 国民の納得する検察庁の態度といふことは、これはもつともなことでありまして、先般の全貌の發表等につきましても、われ／＼は満足も不満も持つておりません。あれでたいへんけつこうだと思つておりますが、しかし今この全貌を發表せられるといふやうな氣持から、あるいは納得せしめるやうな考へ方から、被疑者の名前を發表したりあるは金額を發表するといふやうなことがかりにあるとすれば、これは申すまでもなく、刑事訴訟法百九十六条に被疑者その他の者の名譽を害してはならないといふことが明らかになつてゐるのであつて、捜査の妨げになつてははいない。また調べられた人の名譽は大切にしていなければならないかぬといふことが検察庁の建前ではないかぬ。それがいつ調べられたかといふことだけでその人の名譽には重大な影響がある。金額何ほど受取つたといふやうなことがわかれば、もちろん名譽には重大な影響があります。人の名譽を害するといふことは刑事訴訟法上とめられてゐるのです。納得の行く検察の事務、これはもちろんけつこうです。納得の行く事務はけつこうであります。が、刑事訴訟法に、明らかに被疑者の名譽を害してはならないとある以上、検察庁はこの刑事訴訟法の建前は尊重せらるべきである、私はさう考へてゐるのですが、これについて総長の御意見を伺ひます。

○佐藤証人 お尋ねの御趣旨は十分了承いたしました。さういふ意味合ひにおいて個人の、つまり取調べられた関係者の名譽といふものをどこまでも考慮しなければならぬので、そこで職務上秘匿すべき事項かどうかといふのが重大な基準になるのではないかとさう考へておられます。

○押谷委員 先ほど猪俣君の質問と総長のお答えを聞いておりますと、猪俣君が巧みに証言を引出したという感じが深いのであります。何某が調べられた、その担当検事はだれか、さういふことに総長はお答えになつておりました。もし衆議院の副議長を調べた検事の名前はだれか、さう尋ねられたときにそれにお答えになり、あるいはある政党的の国会対策委員長を調べた検事はだれか、政策審議会の会長を調べた検事の名前を言うてくれ、かように言うならばその一つ／＼検事を言うことによつて、その人はすでに調べられたといふ証言が引出されてゐるので、何某が調べられたといふことは新聞にかりに書かれたところで、それは新聞記者の六感で出しているのだからと違ひます。こゝをよく検事総長は考へるべきである。私はもしさういふことが許されたならば、今後おわれわれはお尋ねする内容がたゞくさんあるのですが、さういふことは尋ねられればお答えになるお考えであるかどうか。個人の名前を言つて担当検事はだれかと言つたときに、それにお答えになる検察庁の方針であるかどうかをまづ伺ひたいと思ひます。

○佐藤証人 先ほどの猪俣委員からの御質問は、所教之の關係をお尋ねになつたのであります。所にはすでに逮捕留置が裁判所から出ているのでありますから、その範囲内においては、もうすでに秘匿すべき事項の範囲からはずれておるのではないかとさういふに考へましたので、私は、池田勇人を調べたことがあるといふことが言外にわかるやうな説明をいたしたかもしれません。さういふ事実關係でなく、単にだれを調べたか、だれを調べない

か、こういうふうにお尋ねになりますと、調べた調べないという事は、やはりこれは職務上秘匿すべき事項と思ひますので、抽象的に申し上げますと、そういうことはやはり職務上の秘密に属する事項と思ひます。

○押谷委員 職務上の秘密ということについての検事総長の御意見わかりました。秘密であるから拒否する、なぜ拒否せなければならぬか、個人の名誉も尊重せなければならぬ、いま一つ將來の検察庁の捜査の關係において悪影響を及ぼすからという意見が先ほどあつたのですが、私は納得できません。検察庁の捜査に一般国民が協力する場合におきましては、いかなることを言うても検察庁が秘密を守つてもらへるのだ、こういうことを建前に国民が協力しているのです。それを国会の国政調査の証言その他において全部あばかれるというならば、国民の考え方も非常に違つて来る、これは捜査に影響がある、こういう意味において検事総長の考え方に私は共鳴いたします。そういう意味に承つてよろしいか重ねて承つておきます。

○佐藤証人 お尋ねの御趣旨は十分了解いたしました。

○田中委員長 村瀬宣親君、昭和二十三年の末に、第二次吉田内閣ができましたときに、吉田総理大臣はみずから法務総裁を兼務いたしました、検察官職をお集めになつて訓辭をなさつております。その要旨は検察陣の健在は一内閣の運命よりも重大であるという御趣旨を述べられたのであります。証人はその席においてになりましてかどうか。

それから今回この造船汚職の問題が發展をいたしますについて、証人並びに田中次席検事は大磯または目黒の官邸に呼ばれたことがあります。かどうか、伺いたないのであります。

○佐藤証人 第一のお尋ねの吉田総理大臣が一時法務総裁を兼任しておられた当初に、法務庁に参りまして私ども一同に対して訓辭を賜つたことがあります。その際にお尋ねのような趣旨のお言葉がありましたので、庁員一同敬意を表して拝聴いたしましたことがあります。

○佐藤証人 第三の質問は何でしたか。

○村瀬委員 証人がわからなかつたようでありましてから申しますが、造船汚職の問題が發展をいたしました、相当急迫の事態に立ち至りましたときに、証人並びに田中次席等は、大磯または目黒の官邸に呼ばれて、吉田さんというる事情を聞かれたことがあります。

○佐藤証人 ただいまお尋ねのような事實は聞いておりません。

○田中委員長 証人、私の方は、決してあなたの方に御無理や何かしているのじやないのですから……。検察庁の信望を落さないように私の方は守つておるのですから、どうか誤解しないようにしてください。

○村瀬委員 もう一度はつきり申し上げますが、聞いておる、おらぬの問題ではない、あなたは造船汚職の問題で、直接吉田総理とお会いになつたことはありませんか。

○佐藤証人 ごさいません。

○村瀬委員 宣誓をして証言をしておるのでありますから、私はこれはあつ

ていたしますが、指揮権の発動については証人は、たび／＼大養法務大臣は十八日まで指揮権の発動はしないということに大体了解し得べき情勢にあつたとおしやつておる。ところがそれが突如として気がかわつたのか、こういうことになつてはなほ面くらつたとおしやるのであります。それは、大養法相個人の気がかわつたとなんたはそばにおつてお考えになるのであるか、あるいは他の圧力のためにあなた

がそれほど諫言したにもかかわらず、今ごろかような指揮権を発動することゝは妥当でないかと最後まであなたは諫言をしたとおしやるのであります。十八日までそういうことはしないとなんたにもわかるような態度をとつておられた法相が、何ゆゑ一夜にしてそういうことになつたかという事は、あなたはそばにおつたのでありますから、その間の事情がおわかりかと思ひますが、それを国民の前に明らかにしていただきたい。

○佐藤証人 その点は、先ほど来たたびたび申し上げましたが、突然のお言葉で非常に意外でありました。どういふ事情でそういうふうにかつたのかという事は、今もつて私には不可解でございます。

○村瀬委員 あなたは先ほどから指揮権の発動が、佐藤法相氏に關係をする問題の調査にあたつてはなほだしく支障があつたとたび／＼おしやつておるのであります。そうしてこの逮捕許可を請求するにあつたのは、決して流言飛語ではなかつたと何度も言われておる。また、すべて検察庁の仕事は、確たる証拠を追つて捜査を進めて行くのだ、こうおしやつておられるので

あります。そうしてその内容も、日本船主協会から一千万円の供与を受けたとか、保野健輔氏より二百万円を受けたというふうなちやんと稟申書も御発表になり、さらにこれを逮捕するのには証拠隠滅のおそれありということであつたことも御発表になつたのであります。ところが、ここに言われる指揮権の発動によつて支障があつたというのは、その証拠隠滅をされたという意味でございます。

○佐藤証人 指揮権の発動によつて捜査が思うように進捗しなかつた、つまり事案の真相をなか／＼究明することができなかつたという結果になつたのであります。

○村瀬委員 それは先ほどからそういう表現をなさつておるのであります。証拠の隠滅に指揮権の発動がきつめて役立つたというのか、そうではないとおしやるのか、それから伺ひしておるのであります。

○佐藤証人 捜査を進めるにあたりまして、十分な証拠を備へ、その証拠に基づいて捜査を進めて行くのであります。それが、だん／＼捜査が進展して参りますと、最初の証拠がそのまま保全されることもありません、なるべくそれを保全するように私も努めなければならぬのであります。時日の経過によつてその証拠力がだん／＼ずれて来る場合もあり得るのであります。さういふ場合、また逮捕しなければさういふ事実の真相はどうもきわめがたいという場合に、逮捕しなればやはりその事案の真相がきわめられないこともあり得るのであります。い／＼な場合がありまして、本件に

つきまして、逮捕ができなかつたために、ある事案の真相がどこまでもこれが真相だといふところがつかぬけないような結果になつた例もあるものであります。

○村瀬委員 あなたは言葉を横の方にまわしてしまわれましたが、捜査に支障があつたということをお尋ねはたびたびおしやつておる。その支障の一つの例として結局証拠を隠滅されてしまつたということがあつたのか、ないのかを聞いておるのであります。

○佐藤証人 予定の逮捕ができなかつたために証拠をどういふ変化を来したか、また捜査の上においてどれだけの証拠が結局集まつたのかという事その内容に入りますと、職務上の機密事項にかかりますので、具体的な説明は差し控へたいと思ひます。

○村瀬委員 あなたは、吉田総理が流言飛語によつて検察庁が動いた、これはい／＼不規則発言がこちらにあります。そこで録音でもかけてみればすぐわかりますが、そういう言葉に対して憤然となつた、そうしてこれはどうして真偽をたださねばならないというので、小原法相に怒つて行つたとなつたはおしやつておる。ところが今ここで私の尋問に対してあなたがいまいなことを御返事になるならば、結局流言飛語ではなくても、不確かなものによつて逮捕を要求したというふう

に、国民はこのマイクを通じて聞いてゐるかもしれない。それには指揮権の発動がこれほど実質的にこの捜査に支障を来したといふことを一つか二つはあなたはあげられることはできませんか。そうでなければ、吉田さんにあ

れだいの暴言を言われても、あなたは黙つておらねばならぬかもしれない。何か証拠隠滅の上にこの指揮権の発動が影響があつたとお考えになりますか。

○佐藤証人　逮捕請求の稟請をするに際しまして、具体的な証拠に基いてどうしてもこの機会に逮捕する必要がある、また逮捕しなければならぬ理由が、こういうふうに整っているということ、疎明資料を十分に説明して最初のうちは納得を得たのでありまして、その逮捕ができなかつたためにどうい

お尋ねになりますと、その点は調べの内容について具体的に説明しなければならぬと思いますが、その点はどうも職務上の秘匿すべき事項に触れますので、上司の承認がなければ発表いたしかねるのであります。

○村瀬委員　私はしからば証人に伺いますが、われ／＼はいまさらおとなげないことを申し上げますけれども、憲法第六十二条によつてここにこの調査を始めておるのであります。そこであなたはいよ／＼となると、職務上の秘密とか、刑法の第四十七条とかいいうものに隠れることになるのであります。が、一体それでは憲法第六十二条というのは死文でありますか。これが公開の街頭等で発表せよというのではないのであります。そこにわれ／＼のこの基本的な憲法に基いた権利——もしあなたが不当に証言を拒むならば、あなたは憲法違反を犯すことになるのであるが、一体こういうふうな場所に出て、宣誓までして証言をする場合と、一般に発表するというような場合と、どういふふうな差があるとあなたはお

考えでありますか。

○佐藤証人　私は国会の国政調査権を重んじまして、できるだけ御協力を申し上げたいと思つて参つたのであります。その国政調査権を皆様が遂行せられる上におきまして、すでに成立し

てゐる諸人等に関する法律がございませう。その法律によつて、職務上の秘密に関する事項ならば、その旨を申し立てて、監督官庁の承認を得てから言へ、こういう手続になつておりますので、私はその法律に従つて申し上げておるのであります。

○村瀬委員　それは諸人法の五条のことをおつしやるのだが、しかし先ほどからのあなたの御答弁を聞いていますとたとえばリベートの額が幾らであつたといふことも職務上の秘密かのごとくおつしやる。国の国税を使つてそれがリベートに返つておる額が幾らかと

「何で職務上の秘密でありますか。これはどうしても私は答えてもらいたい。さらにそのリベートの額のうち、どれだけ政黨に流れたかということも明らかにしておくが、その内容の詳細なことは秘密だとおっしゃるが、詳細でなくてよろしい、

その総勢に對してあるべきでな。それか
何で秘密に属する事項であるか、われ
われは承服できない。ひとつ御答弁を
願いたい。

○佐藤証人 お尋ねの総額を申し上げますが、その総額の出る根拠をやはり説明しなければ御納得が行かないだろうと思うのであります。そうするとどうしても調べの内容に触れて来ますので、全体の総額についても今申し上げかねる、こう申し上げたのであります。

○村瀬委員　私はしからばその出所、

総額のどういふふうに積み上つたかということは秘密というなら聞きませう。総額だけでけつこうであります。総額だけをおつしやつていただきましたい。

○佐藤証人 ただいまお尋ねの総額の点については記憶が正確でありませんので、記録によつて申し上げますが、リベートとして会社が受取つた中から政界に流れておる分、その分は刑事事件として取扱つた分だけでございます。あるいは刑事事件にならない分も

あるかもしれませんが、すでに刑事事件として取扱つたりペートの総額は、約二億六千七百万円という総額に上つております。

○村瀬委員 刑事事件になつたものが二億六千七百万円ということになつておるようでありますが、たとえ刑事

事件でないものが相当自由党などにはあるはずであります。それも当然お調べになつておつてと思うのであります。その小さい内容は、あなたが秘密だと言えば、あえて要求いたしません、刑事事件以外の総額をお示し願ひたい。

○佐藤証人　ただいま申し上げましたのは、その刑事事件のうちでも造船並びに陸運関係の部分でありまして、そのほか刑事事件になつてゐる分もあ

りますが、それは除外いたしましたのであります。なお刑事事件になつていないリベートの金額というものは、おそらく第一線の検事もそこまで十分きわめておるかどうかが報告を受けておりまして、とん。従つて金額は承知いたしました。ません。

○村瀬委員　先ほど御発表になりました

た佐藤榮作氏の逮捕を必要とするとい

う稟請書の内容に關連をしてお尋ねをいたしますが、造船利子補給法が昭和二十八年の八月に公布せられた直後、船主協會で船主を集めた席上で、佐藤自由党幹事長から一千万円獻金の要請

○佐藤証人　はなはだ恐縮であります
 があつたといわれ、その要請を受入れた
 る旨の決議が行われたと伝えられてお
 るのでありますが、この決議並びにこ
 れが各船会社へ郵送された書類は押収
 されていると思いますが、押収されて
 おりますか。

が、そういう調べの内容は私は職務上秘匿すべき事項と考えておりますので、答弁を差控えたいと思っております。

○村瀬委員　職務上の秘密に逃げ隠れてしまわれるのでありますが、しかしさういふことをお調べになつた以上

は、やはり国民に真相を明らかにする必要があるのでありますから、それが何か人権を侵害したり、名誉を毀損したり、これらの公訴継続の上に影響があれば、私はそう何もかも職務上の秘密々々というのはあまりにそれを濫用なさると思います。

もう一つお尋ねいたしますが、船主協会から佐藤氏に贈られた無届献金のうち、一千万円は昭和二十八年四月の選挙の自由党が借りた金の穴埋め

に使われたということをお調べになつたということをおは聞いておる。そうしてその支払先は麻生鉱業で、自由党は麻生鉱業から数千万円の政治資金を借りていたといわれるのであります。が、そういう事実があつたかどうか。これは私は秘密として守る必要はないと思います。麻生鉱業というのは吉田

總理の女婿、麻生多賀吉氏の経営する

会社であつて、開業銀行から四十億円の融資を受けて、あるいは元金、利子の支払いも滞つておるといわれておるのでありますが、この麻生鉱業から自由党への献金または貸金は、開業銀行

の融資をそのまま一時振り向けたものでないかといわれております。そういうことをお聞きでありますかどうか。

○佐藤証人 さような事実は取調べの内容でございます。たび／＼申し上げるように、職務上秘匿すべき事項に属しておりますので、答弁を差控えた

○村瀬委員　先ほど大上委員の議事進行の発言中にもございましたが、横尾龍氏が二回にわたつて逮捕されたことは、これは何もお隠しになる必要はないと思うのであります。この第一回はリベートの問題であつたと思うのであ

りますが、第二回はやはりリベートの問題でありましたかどうか。二度の逮捕という一つの異なつた事例につきお尋ねいたします。

○佐藤証人　横尾氏の関係は当時地方検察庁の所管で調べておつたのでありますが、横尾氏に対する逮捕勾留の被

疑事実はたしか横領のように記憶いたしております。

○村瀬委員　二回目の逮捕のときには金額の九百五十万円が吉田総理のところに

ろへ行つたということもいわれておる
のでございますが、今回のこの造船汚
職に対しまして、むろん総理大臣をお
調べになるというのは容易なことでは
ないでしょうが、これらの関係が明ら
かになる資料が、家宅搜索もすいぶん
なされたのでありますから、そういう
資料の報告をあなたがお受けになつた

ことはございせんか。

○佐藤証人 横尾氏の被疑事件について、家宅搜索の結果、吉田首相に關係のある証書類が出て来たという報告は受けておりません。

○村瀬委員 国民の知りたい事件の内容に触れますと、あなたは職務秘密に隠れて一向御答弁にならない。私は今日ほど檢察の威信が地に払つたことはないと思つております。あなたはあるいは前田檢察のごときは奥さんの死に目にも会わないで調査をしたと言われておるのに、なんでこれほど国民からこの檢察陣全体が非難を受けるような立場に追い込まれるのか。私はこの委員会こそあなたたち檢察一体の原則によつてこの汚名をそく絶好の機会であるにもかかわらず、あなたはただ職務の秘密に隠れて、証言に関する法律の五条に隠れて、一向国民に真相を明らかにすることをなさらない。いづれこれは当然重大なる國家の利益に反するといふような政府聲明を出しになる覚悟なかつたかもしれないが、この造船汚職を秘密することが、何が國家の重大な利益なのであるか。これはもつと進んで行けばさういふことへあなた方は追い込まれるのでありますから、今これ以上申しません。

そこで私はあなたの御答弁のできる範圍のところへ返りましてなお確かめておきたいと思つてございしますが、他の委員も言われました通りはなはだしく檢察陣全体が侮辱を受けるような言葉が八月十日の自由黨の支部長會議で一応発表された、これはもうラジオその他録音にも残つておる。ところがそれに對しあなたは一応了承をした形になつておるのであるが、どの点を了

承なさつておるのであるか。國民に對してあれほど日本の檢察は無能だといふ印象を与えておきながら、なるほど新聞協會に對する吉田さんの弁明書も発表にはなりました。あるいは自由黨の各支部長に對する一つの疎明書のようなものも発表にはなつております。

しかしあの自由黨の支部長に對する説明書のごときはあたかも檢察庁が政治資金規制法で逮捕をしようとするのけしからぬといふような、内容をすりかえた説明になつてしまつておる。これを何でああなたは黙つて聞いておるのではありませんか。最後に小金國會対策委員長から小原法相を通じて、あなたは真意でなかつたといふふうな伝言があつたから、それであなたは了承したかのごとく受け取れるのであります。それくらいで、あの檢察陣全体に對する一つの侮辱といふか、その無能ぶりを公表されておきながら黙つておる、あなた方に對する國民の感情といふものはまだ解けておらないのであります。一体どこをあなたは得心が行つたのか、何を言われながら黙つて聞いておるのか。どういふ点であれほどのことを言われながら黙つて聞いておるのであります。いゝゆる檢察全体を代表してあなたの心境を伺いたいのであります。

佐藤証人 その点につきましても先ほど申し上げましたように、法務大臣から吉田総理大臣からの言葉として、あの新聞に現れておる発言は自分の真意を伝えておるものではない、はなはだ遺憾である、自分どこまでも檢察の行動を非難したり、また法律を無視するような氣持はごうもなかつたといふことを法務大臣に釈明された、それとして法務大臣がその点を御了解に

なつたといふことを伝え聞きまして、私も承はしたものであります。

○村瀬委員 法務大臣はそれで承したかもしれません。法務大臣は何しろ年を取られて大臣に——もう私は大臣などはそうほしくないのではないかと申すのであります。やはり人間は年を取つても大臣といふものはいいのかもしれない。それで大臣に恋々としておられる人でありまして、それは少し言われれば承でございまして、それは少う。あなたはかりにも何百何千の檢察を率いて、そうしてその先頭に立つておられる、そのあなたが法務大臣が了承したからそれでよいといふようなことで、ほんとうに檢察陣の健全が確保されるのであります。私は質問の最初に聞いておる。およそ檢察陣の健全は内閣の運命よりも重大なりといふ訓示を吉田さんが与えたかと言つたら、与えた、答へ服したとあなたは最初答弁なさつておる。そういう立場におる限り、あなたがたはあれは真意でなかつた、そう言われて、そういう伝言を受けて、そんなことを吉田さんが言つたのやら、中途の人が言つたのかわからぬが、そうして御老体の法務大臣が了承したからといつて、あなたはもつと國民のほんとうに納得の行く態度を当然おとりになるべきであつたと思ふが、あなたはさうお考えになりませんか。

○佐藤証人 重ねて申し上げますが、ただいま答弁した通りでございます。○村瀬委員 最後には、まだあしたから数日間この委員会は続けられるのでございますが、あなたは先ほどから言われる通り、急所に触れると、それは職務上の秘密だと言つて逃げ込んでしまわれる、その態度はこれから國民の前に開かれようとする當委員會の眼目をしてしまふことになるのでございまして、あなたはさうたびたび同僚委員から聞かれた点につきまして、上司の許可をとつて、そうしてこれから當委員會で御答弁をなさるおこななければ、明日からの當委員會の運営にもわれ／＼の方でいろ／＼考へがあるのでございます。その点あなたの真意を伺つておきたい。

「証人はさういふものじやない」「意見を求めるべきではない」と呼び、その他発言する者多し」

○田中委員長 御静肅に願います。○佐藤証人 証人に對する法律の規定によりまゝと、職務上の秘密に關する事項は、上司の承認を得なければならぬといふ制度になつております。しかばその承認はだれが監督官庁の承認を得るかといふことになりまして、私はあの証言に關する法律の規定の文言解釈からいたしまして、またその以前からできております訴訟法の規定から見ましても、証言を求める方の側で承認を得べきではないかといふふうに解釈いたします。

○杉村委員 議事進行について——先ほどから檢察總長の証言を聞いておりますと、すぐに職務上のことを言つて、答弁をされないものである。幸いここに小原法相が、その長官がここにいらっしゃるのでありますから、この小原法相が、職務上の範圍まではしやべつてもいいとか悪いとか、職務上の秘密の範圍はどの範圍であるかといふことを、私はこの際小原法相が定めて、それからでないといふ幾ら聞いても益はないと思ひ

ますから、小原法相にこのことを聞きたいと思ひますが、いかがですか。

○田中委員長 杉村委員に申し上げまします。これは証人の取調べ中はそれができません。よく規則をお調べください。終つてからまとめてやつてくださいます。証言中はできません。高橋英吉君。○高橋(英)委員 私は自由黨として締めてくりと言ひますが、真打ちの質問といふことになりましますけれども、しかし能力足らずして時間を余しますならば、ほかの同僚よりも質問があろうと思ひます。一応時間一ぱいやうしていただきますと思ひます。

第一に、指揮權發動でどの程度捜査に支障を來したかといふことについてお尋ねしたいと思ひます。すなわち私も是非にこの点について不可解なんです、いろ／＼な言説によつてあたかもすべての疑獄事件がつぶされてしまつたといふふうな感じを受けてゐるやうな、さういふ言説が横行してあります。新聞、雑誌その他すべての言説に、何か造船疑獄ばかりではない、陸運も保全も日殖も日平も、すべてこの政界に關係のある疑獄事件と言ひますか、汚職事件のものは、これは全部つぶされてしまつた、さういふ感じを与えておるといふふうな考へておりますが、私もこれは非常に不可解だと思つております。すなわちこの指揮權發動は佐藤事件のみに發動されたものでありまして、佐藤事件以外には何ら影響がないはずであります。これによつて陸運事件は何か影響を受けたでありますか。保全経済の事件はこれによつて何か影響を受け

たでありましょうか。日殖事件はこれによつて何か影響を受けたでありましょうか。日平事件はこれによつて何か影響を受けたでありましょうか。なるほど全体の検査の志気に関係するといふふうな御証言もあつたようでありま

して、この点は証言を差控えたと思ふのであります。

○高橋(英)委員 私の質問で議題外のことであるといふような御証言であり

ますが、私はさうに思つておりま

せん。たとえばあなたの方で御提出に

なつております日殖とか保全経済、陸

運、こつちの二つは関係の調査費用の

総額であります。これは一億四千万

円の中、保全と日殖との調査費用が

約五千万円でありまして、造船の方

の調査費用はそれに比較しますと、半

額以下の二千万円でありまして、天

下を舞動したる政界汚職事件というも

の対する重点は、調査費用の面から

見ますと、保全、日殖の問題、これが

重要な部分を占めておるのであつて、

造船関係は保全日殖などから見ると、

その比重が軽いといふふうな事にな

つております。しかも今回検査総長に

わざ／＼証人と出て出たことだま

たゆえんのものは、なるほど造船融

資の問題に端を発しておりますけれ

ども、直接の動機というものは、吉田

言といふふうなものに端を発してお

るのであつて、その吉田暴言は、すな

わち造言飛語によつてつくられたこと

の空中樓閣的な汚職事件に対して、い

わゆる血税と言いますか、そういう国

民の貴重な税金を使つた、そういう点

についてはたしてそういう事件があつ

たかなかつたかといふ点から、直接の

出発点になつておるのであります。従

つてこれは無関係ではありせん。関

連しておるのではありません。これは

日殖、保全の問題についても、明快な

御証言をお願いしたいと思います。

○佐藤証人 なるほど皆様の御承認を

得ました予備費は、造船、陸運関係の事件のほか保全、日殖の調査の予備費も含まれております。その合計は約八千万円でございますが、そのうち造船、陸運関係の支出は二千四百万円

でございます。保全、日殖関係に支出した経費は約五千万円であり、いわ

ゆる三対七の割合になつております。ど

うして保全、日殖関係の費用が多く、

造船、陸運関係の費用が少いことを申

上げますと、造船、陸運関係の事件

は、主として東京地方検察庁が全員を

動員して、全国の応援を求めながら処

理をいたしたのであります。そうし

て関係者は大体東京におられるのであ

りまして、その意味において案外費用

は少かつたのであります。ところが保

全、日殖関係の事件になりますと、

被害者が――つまりあの会社の支店、

支部、支所と言いますか、あつたう

ランチが全国にわたつておりますの

で、被害者が非常に多数で、しかも全

国津々浦々にわたつておるのでござ

います。その関係で調べに要する経費が

保全、日殖の方が比較的多額を要した

次第であります。

○高橋(英)委員 要するに指揮権発動

はそれらの事件にもどういふ影響を及

ぼしたかといふことをお聞きしてお

るのであります。

○佐藤証人 保全、日殖の調査の事件

はいまなお捜査継続中でありまして、

とき／＼新聞にも現れておりますよ

うに追起訴が随時行われており、まだ

調査が完了しておりませんので、どの

程度保全、日殖にも影響があつたかと

いふことは申しかねるのであります。

○高橋(英)委員 これは異なることを承

ります。指揮権発動がこういう事件に

対してどのくらいの影響を及ぼしたかといふことは、現在の段階において証言できないことではないと思ふのです。

要するにこの指揮権発動によつて日殖

や保全経済の事件の調査の上に非常に

重大なる影響を及ぼしたかどうか。現

在日殖とか保全経済の問題についても

龍頭蛇尾とか泰山鳴動ねずみ一匹とい

ふこともいわれておるのですが、それ

はすなわち指揮権発動に基いてさうい

ふことになつたのかどうか。そこまで

この指揮権発動の責任を負わなければ

ならぬかどうかといふことをお尋ね

いたすわけですか。

○佐藤証人 いわゆる指揮権の発動に

よりまして、保全、日殖関係の調査に

重大な支障を来しておるとは考へてお

りません。

○高橋(英)委員 これははつきりわか

りました。しかしらば造船関係につい

て、佐藤、池田関係以外の造船関係の

事件について、指揮権発動はどのくら

い影響を及ぼしたか、その点につい

て御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤証人 いわゆる指揮権の発動に

よりまして、佐藤氏の事件並びにそ

他の事件に相当な影響を及ぼしたとい

ふことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

うことは申し上げることができるとい

も、それから社会党の人で、新聞紙上に散見するところによるとお金をもらつた方があるようであります。不起訴になつた方もあるようであります。従つて陸運関係については、おそらく私は指揮権発動とは何らの関係がない、すなわち指揮権発動の関係になりましたところの逮捕請求は、二百万円と千万円の造船関係者からの献金ということになつております。この收受ということについては指揮権発動の影響がなかつたものと思ひまするがいかででしょうか。

○佐藤証人 ただいまお尋ねの点でござ

います。が、いわゆる指揮権発動が他

の事件にどの程度影響を及ぼしたか、

Aの事件には影響を及ぼさない、Bの

事件には影響を及ぼしたといふよう

な、そういう具体的な内容になります

ると、どうも説明いたしかねるので

す。

○高橋(英)委員 村瀬君の質問ではな

いのですが、私の質問の急所になりま

す。どうもはつきりした御証言が得

られないので、私もはなはだ残念と思

います。が、とにかく佐藤氏を逮捕し

た上で何かそれ以上に波及するところ

のたぐさんの事件とか、また人々があ

つたといふことになるのであります。

うか。私どもの知つておる範囲にお

ては、いろ／＼捜査もされ、強制手段

も講ぜられて、最後に佐藤前自由党幹

事長と池田勇人氏との二人の問題にな

つて来た。この二人を逮捕できなかった

といふことで、反対党の人々なん

か、一部の人は非常にくやしがり、

残念がつておるようであります。が、

結局この二人だけが目標ではなかつた

か。結局いろいろ捜査した結果この二人だけに影響を及ぼしたにすぎないのじやないか、それだけにすぎないのじやないか。すなわち他の事件には絶対に私は影響を及ぼしてない、絶対に責任をとるべきでないというふうな考えである。私は佐藤前幹事長一人だというふうに訂正してもよろしい。この点について御証言願いたいのであります。

○佐藤証人 先ほど以来申し上げておりますように、捜査は証拠を追うて進展して行くのであります。佐藤氏の事件の捜査によつて、捜査がそれで完了するか、あるいはさらに進展して行くかということは、これは前もつてわからないのであります。調べてみなければわからないということが普通の捜査の常識でございます。そうしてその指揮権を行使して捜査なりあるいは事実の真相をきかぬ上において相対的な影響をこうむつたということは、これはしばしば申し上げるように、検察当局の率直な感じであります。

○高橋(英)委員 たゞ、今の御意見は拝聴しております。従つて私もその点に疑問があるものであります。そうすれば、佐藤氏を逮捕した上は他に多数波及するような可能性とか見通しがあつたのかどうか。この点についてひとつ明快なる御証言が願ひたいと思ひます。もしその見通しがないにもかかわらず重大なる支障があつたというふうな御証言はこれは行き過ぎじやないかと思ふのであります。確固たる見通しがあり、確固たる見通しがあるものでなくとも、相当の見通しがあつて、佐藤氏以外にも多数波及する事

件が発展性があるという見通しがあつた上で、しかも佐藤氏の逮捕によつてそれが中断されたということになるならば、一応その見通しがあつたならば、その言葉もいふと思ひます。その見通しがないといふのは、調べてみなければわからないといふふうなことになると思います。重大なる影響があつたという御断言は私は軽率じやないかと思ひますが、いかがでしょう。

○佐藤証人 捜査を進めますには証拠に基いて一歩々々築き上げて進んで行くのであります。それを調べて見なければ確固たることは言ひ得ないのであります。上において、その証拠をどうに解明して来れば、さらにどうにうふうに行くだらうという大体の方向は、これは目安はつくのであります。が、ここに具体的にどういう方法、どういう目安で逮捕請求をしたのかという点になります。調べの内容に触れるのであります。この点は差控えたいと思ひます。

○高橋(英)委員 調べの内容にまで私は論及するのじやないのであります。大体われわれの常識からいいますと、一つの事件について逮捕状を出した場合には、その事件のみしか調べることができないと思ひます。また事件以外に連関性がないものと思ひます。この佐藤逮捕の問題のみに対して、全体にあたかも影響を及ぼしたとよく報道され、放送されるというふうな面があるのであります。この点を機密に属しない程度に明確に願ひたい。具体的に言ひますならば、造船界について佐藤氏以外の佐藤氏と何らの連関のない人々の事

件もあつたはずであります。それらの事件に対してどういふ悪影響を及ぼしたか。造船界連関事件の原則議長にどういふ悪影響を及ぼし、日平産業の、鈴木委員長の関係においてどういふ悪影響を及ぼしたか、もしくはその他の大塚氏、三木氏さらに重光総裁に対してどういふ悪影響を及ぼしたか、こういうことをお聞きしたいのです。一々あげますればたくさんありますが、私はそういうことまで指揮権の発動は責任を負わなければならぬのかどうか、この点を明確に御証言願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 たゞ、申し上げましたことを繰返すようになりませんが、いわゆる指揮権の発動によつて他にも相当の影響を及ぼしたというところは、はつきり申し上げられるのであります。が、だれにどういふふうな影響を及ぼしたかという点になります。どうも捜査の内容に触れますので、その点は差控えたいと思ひます。

○高橋(英)委員 しつこいようでありますが、要するに同じ造船界でも、佐藤氏が全然連関のない事件もあつたと思ひますが、そういうものに対してまでも影響があつたかどうか、それまで責任を負わなければいかぬかどうか、この点を明確にしたいのです。

○佐藤証人 仮定的な御質問のようでありますが、全然連関のない人に影響はないのではないかとお聞きでございます。それは事件にどういふ関係があつた人に影響があるのか、あるいは事件には関係なかつたか、相当影響を受けておるのかだれにどういふふうな影響があつたかというところは、これは

どうも具体的に申し上げかねるのであります。

○高橋(英)委員 それなら質問をちよつとほかへ転換してお尋ねしたいのですが、かりに佐藤事件に対して相当重大な影響があつたといつたとしても、それはどういふ影響でありましたか。われわれの良識から判断しますと、佐藤君を逮捕して、佐藤君を隔離して、精神的苦痛を与えて自分を強要する以外の何物でもなかつた。佐藤君の自由以外のものについては、すべての資料が出尽くしている。また佐藤君を逮捕しなくとも、その他の材料はすべて収集でき得る状態にあつたと思はれるのであります。その点はどうかであります。すなわち私の質問は、佐藤氏を逮捕しなくとも、佐藤氏の逮捕によつて生ずるところの証拠以外、すなわち自由以外のもの以外については、すべての証拠資料が収集できるといふ状態であつたかどうかという点と、それから逮捕した結果は、単に自由を強要する——強要という言葉が悪いといひます。強要といふのを期待するという以外にはなかつたのではないかと、この点を御証言願ひたいと思ひます。

○佐藤証人 佐藤氏の逮捕の問題に限りますが、すべて逮捕勾留して取調べをするというところは、逮捕勾留によつて自由を強要するといふようなことを目標にいたしておるのではないのであります。他と交通連絡のできないような状態において、事の真相を糾明しようといふのが目的であります。

○高橋(英)委員 先ほど村瀬君の質問、すなわち指揮権発動の結果は、証拠隠滅の結論を生じたのじやないかと

いう質問があつたのであります。私はさうなことはないと思ひております。もしそういう事実があつたら、証拠隠滅罪ですでに検挙され、起訴されておると思ひますが、その点についてはどうでしょう。

○田中委員長 高橋君、時間ですから……。

○佐藤証人 お尋ねの逮捕請求につきましては、証拠隠滅の理由をもつて逮捕請求したものであります。その理由なり必要を説明するためには、具体的な証拠資料に基かなければなりませんので、十分な説明資料は備えておつたのであります。

○高橋(英)委員 先ほどの御証言中、リベートの総額もたいへん二億数千万円というふうな御証言がありました。これは船会社に対して造船会社から流れているものであります。それとも政界へ流れたものがその額であるのか。その額が政界に流れたものであるとするならば、それは各党に、自由党のみならず政進党、社会党、日自党、そういうふうな各党にどのくらいな割合で流れているか、こういうことも明らかにできるならばしていただきたいと思ひます。

○佐藤証人 先ほど、リベートのうちから政界へ流れている金、しかもそれは刑事事件として現れた金額の総計を二億六千七百万円、これは概数でございますが申し上げました。そのうちだれにどのくらい流れたか、あるいはどの党にどのくらい流れたかというその詳細は、差控えたいと思ひます。

○田中委員長 高橋君、時間が来しました。古屋君。

○古屋(貞)委員 証人の証言が相当お

そくなると思ひますので、私はおそくなる前に、この際動議を提出したいと思ひます。ただいま佐藤証言を承つておきますと、ある程度まで真相を突かうといひますと、これは職務上の秘密であるということによつて押えられております。おそろくこれは内閣において声明書を出すことによつて、お茶をにごされてしまふ。しかし本件のごとき問題は、国民の血税をリベートによつて盗まれ、それが、ただいまの佐藤証言によると政界に二億円以上流れている。この真相をはつきりいたさなければならぬのが、われ／＼決算委員会の使命であると思ひます。従ひまして私はこの際、ただいま許可になつております証人以外の人のお取調べをお願いしたいことを申し出るものであります。その証人は犬養健君、石井光次郎君、佐藤榮作君、池田勇人君、吉田茂君であります。この証人を、ただいま許可になつております証人の終りましたあとで、お取調べをお願いしたいと思います。以上提案いたします。(拍手)

〔発言する者多し〕

○鐵冶委員 先ほどから言われているように、証人調べ中なんだから、証人が済んでならばいざ知らず、きょうなことをやつたらどうします。始末をつけてください。

○田中委員長 河野委員にお諮りいたしますが、この次あなたの発言ですが、今の動議をあなたの発言前にしてよろしいですか。

○河野(一)委員 賛成いたします。

○高橋英委員 これをこの際即時に採決せられるということは、おそろく公平な委員長じゃないと思う。こうい

う新しい事態に對しましては、理事会というものがあつたのだから、理事会でお互いに論議した上で、そして円滑な運営を期待しておるのであります。そういうふうな慣例になつておるのであります。ことに質問は証人調べが完了しない間は大体において新たな動議はこれは差控えるという暗黙的な了解がついてゐる。明示な了解ができておると思ふのであります。さらに先ほどの河野一郎氏の動議によつては、質問終了まではすべての動議はしないというところで……(取消されておる)と呼び、その他発言する者多し)これが取消されておるといふとしたならば、われ／＼はまた別な作戦をしなればならぬ。私はその点に對して取消された点は、時間の点と順序の点だと思つておりましたが、この動議提出の点すらも取消しせられて自由に動議が提出できるならば、いまだ一応理事会によつてこの点をお互いに忌憚なく協議して結論を得たいと思ひます。すなわち慣例に従つて、ルールに従つて、公平なる運営をしていただきたいと思ひます。

○大矢委員

今聞いておりますと、自由党の方々は、今の動議に反對のようであります。われ／＼は午前、午後を通じて当委員会の内容を聞いておりますと、ことごとくいゝゆる秘密の内容であるといふことで避けておるのであります。われ／＼が聞こうとする完全なところが聞かれればこういう必要はなかつた。これは各人ともみなそうであると思ふ。そこで私はただちにこれを採決してきめていただきたい。特に緒方さんが抜けておられます。これは重要な関係がありますから追加いた

します。なおその際にせんだつての自由党の総会において発言された総理の録音をぜひ持つて来て、そうして十分真偽をたゞしたいと思ひますから、それを条件として賛成いたします。

○田中委員長 委員諸君にお諮りいたしますが、今の大矢委員の言われたことですが、今までずっと調べたのを見ると、緒方さんの名前が出ておらない。それで今それを追加されることをおやめになることと、もう一つ佐藤君は起訴されておるのだから、これは公判前であるから、これも先ほどの動議から抜いてもらつた方がいい。(「留保と呼ぶ者あり」)留保して、それからどうですか、理事会にこれを諮つて……。

〔採決しろ〕「そんなことはない」と呼び、その他発言する者多し、議場騒然)

○猪俣委員 証人の決定だけで……いつたれを呼ぶかというようなことは理事会でもよろしいが、たれとたれとを呼ぶかは採決していただきたい。

〔採決々々〕と呼び、その他発言する者多し、議場騒然)

○田中委員長 それでは、お諮りいたします。これを委員長が理事会にかけやりたいと思ひますが、もしあなた方がそれに反對であるならば、理事会にかけることが反對か賛成かの採決をいたします。

〔反對〕と呼び、その他発言する者多し)

○田中委員長 古屋君の動議を理事会にかけること反對の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。決定いたしました。

ました。

〔「そんなばかな運営はない」動議は採決された」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然)〕

○田中委員長 お諮りいたします。委員長に對して不信任案が出ましたから説明を求めます。

〔「不信任案反對」と呼び、その他発言する者多し、議場騒然)〕

○田中委員長 古屋君の動議に對して賛成の諸君の起立を求めます。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔「そんなばかなことはない」「不信任案が出されたのだから委員長は交代しなければならぬ」動議が先に出ておる」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能)〕

○田中委員長 委員諸君に申し上げます。委員長に對して不信任案が出ておりますから、委員長は理事杉村沖治郎君を指名いたしました。委員長はさきから、不信任案の採決を行います。

〔「さつきの動議をどうするのだ」と呼び、その他発言する者、離席する者多し)〕

〔委員長退席、杉村委員長代理登壇)〕

○杉村委員長代理 ただいまお開きのようになり、私が委員長から仮議長の指名を受けましたから、委員長不信任案に對する問題を採決いたします。委員長不信任に對するところの動議は……。

〔「超冒弁明をやらせろ」「討論をやらせろ」それでだめだよ、なぜ討論をさせないのだ」と呼びそ

の他発言する者、離席する者多し)〕

○杉村委員長代理 討論をさせないと云わない。

〔「さつきの採決が不可能だからあれを片づけなければ議事が進められない」「採決々々」と呼び、その他発言する者、離席する者多し)〕

○杉村委員長代理 委員の諸君は席にお着きください。

〔発言する者、離席する者多し、議場騒然)〕

○杉村委員長代理 お帰りください。席に着いてください。委員の方は……。

〔「話し合いをする以外にないよ」「採決採決」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然)〕

○杉村委員長代理 皆さんが席に着かなければ議事を進行することはできません。私は、とにかく委員長の不信任案が出たのでありますから、一応委員長に一身上の弁明を……。

〔「そんなことはできない」「そんなばかなことがあるか」「その前にすることがある」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議場騒然)〕

○杉村委員長代理 それでは五分間休憩して、ただちに理事会を開きます。

午後六時十二分休憩

午後六時三十九分開議

○杉村委員長代理 休憩前に引續いてこれより開会いたします。

〔「あの事実をどうする」「不潔だ」「そんなばかなことがあるか」「何を言うのだ」と呼び、その他発言する者多し、議場騒然)〕

○杉村委員長代理 不信任案の動議につき……

「採決を取消せ」不法な決議をやつてはだめだ」と呼び、その発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能」

○杉村委員長代理 不信任の動議が……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）趣旨弁明がなければ討論に入ります。

「拍手、発言する者多く、議場騒然」
○杉村委員長代理 動議の趣旨弁明はありませんか！趣旨弁明がなければ討論を許します。（発言する者多く、議場騒然）討論を許します。

「そんなことをされてたまるか」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○杉村委員長代理 着席してください。趣旨弁明を許します。

「発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○杉村委員長代理 趣旨弁明の申出はないのですか。

「あやうく、そんなことはない」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○杉村委員長代理 趣旨弁明がなければ討論、討論……（発言する者多く、議場騒然）討論省略、よろしいですか。

「発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○杉村委員長代理 討論省略。不信任案に反対の方は挙手……

「発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能」

○杉村委員長代理 ……委員長の不信任案は反対の方……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）否決いたしました。

ました。

「今のは何をやつたのだ」「採決に加わっていない」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」
（杉村委員長代理退席、委員長着席）

○田中委員長 河野君の発言を許します。

「何を言っているのか」「河野さん、ここで質問するといつても、これが解決しなければできませんよ」「もつと静かにしてやれ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○河野（一）委員 おれの公務の執行を妨害するののか。

「何が公務執行妨害か」「委員長の不信任案はどうしたのか」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○田中委員長 委員長の不信任案は否決になりました。（そんなばかなことがあるか、君は委員長じゃない）と呼び、その他発言する者多し）委員長の不信任案は否決になりましたから委員長の職務を行います。

「君は宣言する権能はありませんよ」「杉村委員、私が宣言をしております」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○田中委員長 動議が出て、採決したものを君たちがけるといふのは……

「採決に加わっていない」「目下休憩中だ」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議長騒然」

○田中委員長 会議を続行いたします。古屋君の先ほどの動議を再確認いたします。

これで散会いたします。

証人には御苦勞までございました。

明日は午後一時、定時に会議を開きます。

午後八時二十七分散会

昭和二十九年九月八日印刷

昭和二十九年九月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局